防衛大学校改革に関する
報告書

平成２３年６月１日

防衛大学校改革に関する検討委員会

－目次－

Ⅰ　はじめに（検討の趣旨）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　防衛大学校の使命と役割、建学の精神に照らした現状

１　建学の精神・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　防衛大学校の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　防衛大学校の現状

（１）一般教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（２）防衛学教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（３）訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

（４）資質・人格教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（５）学生舎生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（６）校友会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（７）体力練成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　防衛大学校学生の誇り

（１）学生の誇りの源泉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（２）「真の紳士淑女にして、真の武人」たる誇り・・・・・・・・・１４

（３）誇りの再確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

Ⅲ　防衛省・自衛隊を取り巻く環境の変化への対応

１　安全保障環境、国内環境の変化と防衛省・自衛隊に対する国民の期待、要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

２　今後の幹部自衛官に求められる資質・・・・・・・・・・・・・・１７

３　防衛大学校の新たな役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

Ⅳ　防衛大学校の新たな教育理念と教育目標

１　防衛大学校の改革の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・２１

２　新たな教育理念
（１）教育理念の明確化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（２）防衛大学校における教育理念・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（３）「防大ブランド」の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅴ　具体的な改革項目
第１　質の高い人材確保のための施策
１　入学試験実施要領の改革
（１）多様な人材確保のための入試改革・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）ＡＯ方式による総合選抜入試・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（３）新型一般入試の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（４）現行入試の実施要領の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（５）実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
２　入学試験広報の改革と強化
（１）防衛大学校が主体となった広報の推進・・・・・・・・・・・・・３０
（２）今後の入試広報の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　「大学校」特有の入学試験の問題点
（１）防衛大学校「進学」が「就職」として扱われる問題・・・・・・３１
（２）大学入試センター試験について・・・・・・・・・・・・・・・・３２
４　多様な人材の確保（高等専門学校卒業生の編入）・・・・・・・・３３

第２　防衛大学校の教育訓練と研究の充実、運営、態勢等の改革
１　教育訓練と研究の充実
（１）学生の基盤的能力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（２）防衛・安全保障に関する教育研究の中心拠点化・・・・・・・・３６
（３）グローバル化、国際化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（４）資質・人格教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

（５）訓練の充実・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
２　省内外の教育研究機関、地域社会との連携
（１）防衛医科大学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（２）省内の他の教育研究機関、一般大学との交流・・・・・・・・・４５
（３）地域社会との連携強化（ボランティア活動）・・・・・・・・・４５
３　防衛大学校の運営、態勢等の改革
（１）防衛大学校の組織的・一体的な機能発揮のための態勢、教職員
　　の人事管理制度・枠組みの検討・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（２）学生の構成に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（３）償還制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（４）入学試験の手数料徴収の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
（５）学位審査手数料の学生負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（６）任官辞退に対する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（７）ＲＯＴＣに類する制度の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
（８）防衛大学校の改革、検討、改善の継続・・・・・・・・・・・・５３

Ⅵ　おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

Ⅰ　はじめに（検討の趣旨）

組織の根幹は「人」である。国民の痛みを自らの痛みとして、国民一人ひとりの平和と安全を守る自衛隊こそ、「人」を中心とした組織でなければならない。幹部自衛官は、防衛大臣の指揮監督の下、自衛隊の計画立案に参画するとともに、現場の部隊を指揮し、動かしていく核となる重要な役割を担う。自衛隊が精強であり、信頼される組織であり続けるには、幹部自衛官が優れた能力と高い人格を備えていなければならない。防衛大学校は、陸海空自衛隊の幹部自衛官を育成する我が国唯一の高等教育機関として設立され、来年度には創立６０周年を迎える。この間、２万人を超える卒業生が日本の平和と独立及び国民の安全を守る任務を担い、今般の東日本大震災においても最後の拠り所として国民の負託に応えている。これは、戦後日本に相応しい民主主義時代の新しい士官教育を吉田総理から託された槇智雄初代学校長の教育理念とそれを受け継いできた先達の努力によるところが大きい。防衛大学校はこうした伝統を大切にし、絶えず再活性化しようとしてきた。

一方で、防衛大学校の教育は、日本を取り巻く国際環境や国内の変化に応じ、様々な変革を試みてきた。冷戦期における創設から、豊かな社会への対応、冷戦終結後の変革と模索、そして２１世紀の安全保障の課題への対応と、それぞれの時代の要請に応じて、防衛大学校の果たすべき役割を再検討し、改善を重ねてきた。

自衛隊は、国と国民の安全を守ることを任務とし、国防、災害派遣、国際活動など様々な活動に従事せねばならない。２１世紀の今日、自衛隊の担うべき任務は重層的となり、次々に生起する多様な事態に対して的確・迅速に対応することが求められている。

そのような多岐にわたる安全保障を担う組織のリーダーは、一朝一夕に養成できるものではないし、他の組織から突然にスカウトしてくることもできない。防衛大学校は創設以来、そうしたリーダーを手づくりで養成することを課題としてきた。そのため、軍事専門家である前によき社会人であることと、知・徳・

体の均衡のとれた人格形成をめざすことを主要な教育方針としてきた。文理にまたがる学部レベルの高等教育、学生舎における共同生活、訓練、そして校友会活動を等しく重視すること、学生の自主自律を基本とすることなどは、かかる方針を実現するためのものとして、防衛大学校の教育の特徴となっているものである。

こうした防衛大学校の教育の伝統は貴重な資産であるが、今日、幹部自衛官育成の任務が大きな試練にさらされていることも明瞭である。上述の安全保障環境の激変と任務の多角化・高度化だけではない。国内社会の変容もまた無視し難い。豊かな社会が快適な生活環境を追求するあまり、危険や厳格な規律が好まれない風潮が生まれている。また、大学全入化時代を迎え、質の高い人材の獲得が著しく競争的となっている。こうした事態は、防衛大学校にとって容易ならざる状況である。さらに、日本社会の少子化は一層進むとともに、職業としての自衛官志向は他の職業と比べて未だ高いとは言えない状況が続いている。したがって、自衛隊が幹部自衛官として優れた人材を今後も確保していくことには大きな困難が伴う。

この度の防衛大学校改革の主眼は、こうした厳しい社会環境の中で、新たな時代の要請に応え、２１世紀の幹部自衛官を養成するための有効な施策を検討することにある。

昨年９月２４日、北澤防衛大臣は防衛大学校を訪問し、防衛大学校改革に関する指示を発出した。これを受け、防衛省内に、防衛副大臣を委員長とする防衛大学校改革に関する検討委員会が設置され、防衛大臣指示に示された５項目、すなわち、①防衛省・自衛隊における防衛大学校の使命と役割の再確認、②建学の精神に照らした自己評価、③幹部自衛官にふさわしい素地を持つ質の高い受験生を確保していくための施策、④２１世紀に自衛隊が担う役割に対応する優れた知力及び体力と豊かな人間性を備えた幹部自衛官を育成するための教育訓練と研究の在り方、及び⑤上記（①～④）の課題を適切に果たし続けるための態勢の在り方、についての検討を実施してきた。

検討にあたり、委員長は２度、防衛大学校を訪問し、授業や学生の生活を視察し、学生、教官、指導教官等から幅広く意見を聴取した。本報告書は、９回にわたる委員会での検討を経た結果を防衛大臣に対して報告するものである。まず、第Ⅱ章において、防衛大学校の建学以来の歩みを振り返りつつ、その使命と役割、建学の精神を再検証し、次に、第Ⅲ章において、防衛省・自衛隊を巡る環境の変化とこれに応じて求められる幹部自衛官の資質を検討した。これらを踏まえ、第Ⅳ章以降で、新たな時代において求められる防衛大学校の教育の在り方とこれを実現するための具体的な施策の検討の結果を記述した。

Ⅱ　防衛大学校の使命と役割、建学の精神に照らした現状

１　建学の精神

防衛大学校の前身である保安大学校が昭和２７年に創設されたのは、吉田総理の決断に基づくものであった。吉田総理は、戦後日本の安全保障を日米安全保障条約と日本自身の防衛力の組み合わせに求めた。吉田総理は、戦前の歴史の反省に立って、民主主義時代に相応しい「下剋上のない幹部」を養成する学校の設立を指示した。また、陸海軍対抗の弊を克服するため、陸海空の幹部を一つの学校で養成することを求めた結果、世界で最も早い時期に統合士官学校が日本に生まれることとなった。吉田総理は、小泉信三（注：元慶應義塾長（昭和８～昭和２２年））の推薦を得て、英国に学び、ヨーロッパ思想史への造詣の深い槇智雄を初代学校長に任命した。

槇初代学校長の下でつくられた建学の精神と教育方針の特徴は､三点にまとめることができる。

第一に、軍事専門家としての訓練を急ぐよりも、知・徳・体の均衡のとれた人としての土台づくりを重視したことである。「真の紳士淑女にして、真の武人たれ」という言葉の順序に示されるとおりである。国民との共感を培えるよう防大生も大学設置基準に沿う一般教育を受け、「広い視野、科学的思考力、豊かな人間性」を育むことにより、生涯にわたる幹部自衛官としての職責・任務をこなす器を築くことが肝要と考えた。

第二に、とはいえ武人としての基礎となる教育訓練を軽視したわけではない。創立当初、全学生に理工学を専攻させたのは、科学的・合理的思考を育むためであるとともに任官後の専門的技能（術科）をこなす上で有用と考えたからであった。規律ある学生舎生活、厳しい訓練、戦闘的状況を思わせる校友会活動や棒倒し競技などにおける激しいぶつかり合いは、いずれも真の武人育成に有用な営みである。槇学校長はこれらを愛し、防大生に勧めた。

第三に、学生の自主自律の伝統形成である。槇学校長の薫陶を受けて、８期・９期の学生自身の検討により、「廉恥、真勇、礼節」の学生綱領が定められた。

防大生活において、大隊・中隊・小隊からなる学生隊組織を、各レベルの教官たちが指導するが、教官は、できるだけ学生の自律に多くを委ねて、上級生のリーダーシップと下級生のフォロアーシップを育てようとする。こうした学生の自主自律を尊重するとの方針も、槇学校長時代に形成されたものである。以上のような建学期に形成された教育と生活の形態は防大の伝統となり、その後の歴史の中で振幅と起伏を経ながらも、今も多くが根強く生き続けている。

２　防衛大学校の歩み

防衛大学校の三本柱という言葉がある。一般教育及び防衛学教育からなる学科教育、訓練、そして校友会活動を含む学生舎生活である。これらに即して、防衛大学校のその後の歩みを見れば、次のとおりである。

学科教育についてみれば、理工系中心の初期の教育から、その後、猪木正道第３代学校長の時代に、広い国際的視野を重視する観点に立って、人文社会科学系の充実が図られ、その後、理系８、文系２の学生比率となった。平成３年度より卒業生は学士号を取得することが可能となった。また、理工学及び総合安全保障それぞれにおいて博士課程までの研究科が順次設置され、一般教育は、高い水準を誇る充実したものとなっている。また、防衛学教育に関しては、建学当初の要員別かつ術科教育中心だった内容から、数次のカリキュラム改正を経て、要員共通で軍事的思考力を重視した教育に移行し、学問的な体系化も進められている。安全保障と危機管理分野の教育研究においては、社会科学と防衛学との協力連携が行われ、学術と実務の融合の観点から重要な機能を果たしている。

訓練については、幹部候補生学校との連接を考慮し、要員訓練の充実を図りつつも、基本動作の修得を重視し、リーダーシップの涵養に務めている。

学生舎生活は、人格教育の重要な場であるが、戦後我が国の社会の変化を反映して大きく振れることとなった。高度成長の中で物的基盤が改善されるとともに、個の尊重が説かれ、人材獲得の競争力を失わないための魅力化施策とし

て、８人部屋から４人部屋を経て２人部屋へと移行した。しかし、それが規律の緩みの弊を招いたため、再び４人部屋、８人部屋へと回帰し、今日では４つの学年が２人ずつで構成する小コミュニティの単位と位置付けられている。校友会活動に関しては、当初２年間すべての学生が体育系の部活動を行い、学生舎生活とあいまって、フォロアーシップとリーダーシップの涵養及び体力の練成に大きな役割を果たし続けている。

また、防衛大学校では、平成４年から女性にも門戸を開放し、女性幹部自衛官を輩出してきている。

さらに、同じく防衛省・自衛隊の教育機関である防衛医科大学校との連携も少しずつ進められており、幹部自衛官として将来部隊で共に行動する者同士の交流が図られている。

近年は、防衛大学校が所在する小原台周辺の地域が大災害に見舞われた場合を想定した住民救出のための防災訓練を防大生が実施するなど、周辺地域との連携にも意を用いるようになってきている。

自衛隊の統合運用体制の下、防衛省・自衛隊が一体となって時代環境の変化に的確に対応していく上で、幹部自衛官育成の中心的役割を担うという防衛大学校の基本的任務はますます重要となっている。

防衛大学校は、２１世紀における内外の新局面を迎えて、まさに新たな出発の入り口に立っている。

３　防衛大学校の現状

（１）一般教育

槇初代学校長の指導理念と教育目標は、民主主義社会における幹部自衛官となるべき者の教育の在り方を的確に示すものであり、今日においてもその意義は基本的には変わらない。しかしながら、創設当初のカリキュラムは、専門科目中心の知識注入型となっていた。また、社会情勢や学問分野の高度化・専門化の趨勢、特に平成元年の学科制導入後、学位授与の実現等もあり、結果的に、槇初代学校長の指導理念であった「基礎の重視」から専門教育における高度化・専門化へとシフトしたことも否定できない。これに対する反省もあり、その後は、基礎力・思考力重視、文理双方の交叉教育による基礎的素養の付与、選択科目拡大による自主性の涵養等を目指したカリキュラム等の見直しが行われている。

しかし、前回（平成１２年）の大幅なカリキュラム改正から既に１０年が経過している。その間、特に初等・中等教育における「ゆとり」教育の浸透や少子化に伴う大学全入化といった事態への対応が必要となっている。それに加えて、幹部自衛官に求められる能力と素養は、国防任務に加え、各種災害派遣への対応や本来任務化された国際平和協力活動も視野に入れた一層多様かつ高度な内容が求められるに至っている。そのため、これらの状況に対応した新たな施策が入試、カリキュラム、教育組織において必要な時期にあると考えられる。

（２）防衛学教育

防衛学は、建学以来、全学生必修の科目として、また防大でのみ体系的に教育される科目として重視され、幹部自衛官の入門・素養教育を担当する防大の共通・必修科目の柱と位置付けられてきた。平成９年度から実施されている現行カリキュラムは、教育科目を整理・体系化し、重要な教育内容を必修科目に取り入れるなど内容の改善を図りつつ、共通防衛学が充実、強化されている。

４年間にわたる防衛学教育の重心を後半におき、幹部候補生学校への連接を図るため、従来選択科目に位置付けられていた「防衛学特論」（注：陸海空要員別に少人数のゼミ方式で研究を行い、卒業を前に論文を作成する。「国防」「戦史」「戦略」「軍事技術」「統率」の５科目から選択して履修する。）を選択必修科目として、４学年前期・後期に履修させ、防衛学教育の総仕上げと位置付けている。

防衛学に対する学生の関心は高く、学生アンケートでは、最も熱中して勉強しているものとして英語に次いで防衛学及び国際関係が挙げられている。一方で、理系素養の乏しい新入生の増加や全校的な基盤教育の重視等の傾向を踏まえると、防衛学の教育科目及び体系の一層の改善と工夫が必要と考えられる。

（３）訓練

将来の幹部自衛官として必要な資質及び基礎的な識能を養成するという訓練課程の基本的考え方は、創設期以来不変である。具体的には、リーダーシップを中心とした幹部自衛官としての資質の育成を重視するとともに、基本動作及び小部隊の指揮官等として必要な基礎的識能の修得を目指している。

１学年時に集中して共通訓練の主要部分を行い、２学年以降は陸海空の要員別訓練の比重を高める訓練構成は、創設時以来継続されており、有効に機能している。共通訓練においては、近年は、特に統合運用の観点から陸海空自衛隊の相互理解を深める科目を重視しているほか、任務の多様化に対応するため、災害対処訓練及び国際協力活動関連の部隊研修を取り入れている。要員訓練は、各自衛隊の部隊運用の基盤を理解させること、及び小部隊の指揮法等を習得させることを目標として構成している。これらの訓練を通じて、防大生の各自衛隊に対応する要員マインドの育成とともに、早期の任官意思の確立を促そうとしている。

一方、１学年時は学生舎生活の繁忙感に加え、一般教育、訓練ともに履修科目が多く１学年の理解度は必ずしも満足する水準に至っていない。このため、

１学年時の負担軽減を含め、各学年の訓練履修科目、時間の見直しを図る必要がある。また、訓練課程においては、硫黄島等の戦跡や部隊、学校の研修を通じて統率、使命観等への考察を深めることを目指している。いずれも自衛官の職務に不可欠であることが認識され、学生の取り組みも真摯である。訓練、研修を通じた教育は幹部自衛官としての人格形成には極めて有効であり、今後とも他の手段との連携に配慮しつつ更なる充実化を図り、効果的な実施を継続すべきである。

学生の訓練を指導する訓練教官は、生活全般を指導する指導教官が兼務している。その大半は初級の幹部教育のみを修了した若年幹部であり、かつ、着任時に訓練教官としての専門の教育を受けることもないため、各自衛隊の学校等で行うような訓練の質を提供できているとは言い難い。また、初級幹部にとって必要となる基礎的な識能のうち准曹の補佐を得て行うことが適当な科目（基本教練、射撃基礎、短艇等）に充当すべき准曹が十分に配属されていないため、訓練効率を確保できていない部分がある。同様に、演習場等において宿泊を伴う訓練などに際して、女子学生に対する指導のため同行する女性訓練教官を十分に確保することができないこともある。さらに、整備の行き届いていない施設や老朽化した資器材を使って実施されている訓練もある。

（４）資質・人格教育

建学以来の伝統である資質・人格教育（徳育）は、学校長が直接行う講話から日常のしつけ教育まで幅広く行われており、防衛大学校教育の中核を成す要素の一つである。

体系的教育としては、教育課程における「倫理、リーダーシップ」関連科目、防衛学の「統率」等関連科目、及び訓練課程における「共通補導」が該当する。その他、学生舎生活、校友会活動、訓練課程の訓練・研修、各種競技会等は、実地経験を通じて社会人としてのモラルを養い、幹部自衛官としての職責を果たし得る総合的なリーダーシップを育成する手段となっている。

防衛大学校では大半の学生が、自主自律の精神の下、日々の教育訓練、学生舎生活、校友会活動に励んでいる。一方、犯罪やカンニングなどの発生は、最低限の社会的規範を守ることすらできない学生の存在を示している。また、幹部自衛官となるべき者としての使命観を確立していない者、規律と服従に対する理解の不足に起因すると見られる不適切な学生間指導及び自発性の欠如も指摘されている。これらの事実は、全学的な資質・人格教育が必ずしも十分な成果を上げるには至っていないことを示している。現在、訓練・学生生活を審議する場としての学校長を議長とした訓練補導（訓育）会議が存在するが、資質・人格教育を全学校的に行う上で中心的機能を有する組織はなく、訓練・学生補導と一般教育との連接が十分に行われているとは言い難い。資質・人格教育の一貫性を確保するため、制度的対応について検討する必要がある。

（５）学生舎生活

学生舎における集団生活は、人格形成教育の中核である。学生隊を編成して学生自ら規律と服従を身につけ、リーダーシップ、フォロアーシップを育成し、槇初代学校長が説いた「服従の誇り」を理解し、組織運営の経験を積む機会としている。例えば、綱領実践委員会は、学生の徳性を高めるための自主組織である。また、自主的活動として学生たちがもっとも情熱を傾ける校友会活動についての代議員会や学生委員会、あるいは同期生会などがあり、学生たちの自主性、責任感、管理調整能力等を向上させる場をなしている。学生舎の編成は、過去に２人や４人の少人数部屋、学年別編成などを取り入れたが、その結果自律性の向上は見られず規律の弛緩が蔓延したことから、現在は学年混合８人部屋へと戻している。その成果については現時点では明確になっていないが、ヨコ（同期）だけでなくタテ（上下）の関係をも育みつつ、部屋長を中心とする小コミュニティを形成できる利点がある。また、遵法の徹底、威圧的指導の排除、理性的指導など、現在行っている各種学生指導については徐々に効果を生みつつあると思われ、当面の努力を継続しつつ不祥事根絶のため更なる対策を

講ずることが必要である。他方、学生長等の責任ある立場を経験する学生が限られていることから、受け身に傾き自主性を十分に向上させられない学生も少なくない。このため、学生舎生活の運営上の役割を担う勤務学生の機会の増加を検討する必要がある。

綱領実践委員会は、学生綱領の実践のため、学生間で討議、反省等の活動を行うこととしているが、活動の実効性が十分とはいえない実情がある。他方で、開校記念祭、各種競技会、国際士官候補生会議、学生セミナーなどの行事の学生責任者等は、積極的に業務の運営に関わり、先頭に立って範たる行動を示し、あるいは企画力、指導能力を向上させている。今後ともこの種の活動は拡大していくべきである。

また、１学年学生については、入校から夏季定期訓練までの３か月間に約３０名、２学年進級時までの１年間では入校生の約１割が退校している。退校理由は団体生活への不慣れや低体力、あるいは新たな職業選択など様々であるが、学生舎生活における繁忙感や緊張感もかなり影響していると考えられる。学生舎における１学年学生の指導についても初年次教育の見直しの中で総合的に検討することが必要である。

（６）校友会活動

校友会活動は、気力、体力を充実させ、忍耐力、敢闘精神、チームワークなどの情操を発揚し、併せて自発的なリーダーシップを育成する場として、防衛大学校創設以来重視されてきている。現在も、入校後２年間は全員が運動部に所属することとしており、３年次からは体力維持を条件に文化部専属も認められている。現状は、優れた体力を身につけ、指導力も向上させるなど人間的に成長する場として活かしている学生が多くいる一方で、運動部の中でも活躍機会に恵まれない学生や、所属するだけで活動していない幽霊部員なども存在している。基礎体力向上に関心の強くない校友会もある。また、校友会活動に偏重し学業を軽視する学生の弊害についても指摘されている。このため、全学生

の参加形態や校友会の再編など総合的に検討する必要がある。

（７）体力練成

幹部自衛官として要求される体力を練成する手段としては、教育課程（体育、体育競技会）、訓練課程（各競技会、体力向上訓練、遠泳）及び校友会活動がある。毎年行われる体力測定には学年に応じた到達基準が設けられており、学生個人の体力レベルは定量的に評価され個別の指導もなされている。一方で、卒業時に防衛大学校として４学年に求める到達基準に達していない学生が毎年度存在している。

自衛隊の精強性の基本は体力であり、精神面の強さ、知的向上心も体力に負うところが大きいことから、体力向上を図り、知・徳・体の十分な総合能力を身につけた学生を幹部候補生学校へ送り出すのが防衛大学校の責務である。

４　防衛大学校学生の誇り

（１）学生の誇りの源泉

防衛大学校学生の誇りは、一面において、自衛隊の社会的地位や国民の評価に帰着する。学生は敏感にこれらを察知し、幹部自衛官を生涯の仕事とすることについて、様々な心理的葛藤を乗り越え、信念や誇りを自分なりに確立していく。社会の中に自衛隊に対する根強い反対があった草創期と比べると防衛大学校学生を取り巻く今日の状況は大きく異なる。冷戦後、国連平和維持活動などに自衛隊の役割が拡大し、９．１１テロ以降は、海賊対処、弾道ミサイル対処も含め更に内外の幅広い活動に従事することとなり、学生の心理面にも様々な影響があったと考えられる。

こうした中、平成２２年度開校記念祭の統一テーマに学生自らが「矜持」を掲げた如く、学生は、時代や環境を越えて国防という崇高な使命を担うことの誇りを自覚していると考えられる。５８年に及ぶ歴史と伝統のある防衛大学校の存在意義は、輩出した幹部自衛官が大きな時代の変化に直面しても自衛隊の任務を完遂する原動力としてその役割を果たしてきたことによって証明されている。今や陸海空の現職自衛官及び退官者を含め、２万人を超える卒業生の強い絆が存在し、その世代を超えた絆も防大生の誇りの源泉となっている。換言すると、脈々と受け継がれている建学の精神、学生綱領、学生歌や伝統行事等の防大文化、学生舎生活等、小原台キャンパスに４年間を全力で生きること自体が防大生の誇りであると言える。ある学生は卒業に際してこう語った。「小原台での４年間は毎日が試練の連続だった。特に１学年の時が厳しかった。しかし、試練を一つ一つ越えてきたことが、今の自分にとって貴重な宝物になっている。自分は小原台を「魂のふるさと」と感じることになると思う。」

また、今般の東日本大震災への大規模な災害派遣は、国民の自衛隊に対する見方を大きく変えただけでなく、ボランティアに参加した学生をはじめ、防衛大学校の学生全体が、活動する自衛官の誇りを共有したものと思われる。

（２）「真の紳士淑女にして、真の武人」たる誇り

防衛大学校では、育成すべき将来の幹部自衛官たる学生の具体的なイメージとして、「真の紳士淑女にして、真の武人」という学生像が建学当初から受け継がれている。防衛大学校の日常生活には、一見無意味とも思われる習慣が受け継がれているが、それらは、実は軍事的に合理性のある慣習や制度、武人としての死生観や倫理観に由来する礼儀作法、あるいは紳士淑女として身につけるべきマナー等である場合が多い。「紳士淑女」の要件は、一概に定まらないが、にじみ出る上品さや自然と備わる威厳が必要であることは論を待たない。学生は、演習場においては寝袋一つ、場合によってはポンチョのまま睡眠を確保できることが必要であると同時に、正装のディナーを楽しみ、厳粛な儀式にも物怖じしない格式も身につけなければならない。

生活習慣や時代環境の変化によって「紳士淑女」の在り方も変化するであろうが、人間の品性や品格に関わることは、長い年月をかけて醸し出されてきたものであり、個人の感性と社会全体の価値観によるところが大きい。物質主義・利益主義の風潮が強い現代社会において、防衛大学校学生は真の紳士淑女を目指す教育を受けている。真の「紳士淑女」であることは、人間全般に求められる規範である。幹部自衛官を目指す防大生はこれを共有しつつも、事に臨んでは危険を顧みず、国と国民を守るため献身する覚悟と使命観を持つものである。そのことに防大生は格別の誇りを覚えてしかるべきである。

（３）誇りの再確認

しかしながら、防衛大学校学生の意識調査の結果からは、幹部自衛官という職業に対する意識について若干迷いがあることもうかがえる。幹部自衛官の重要性は８割の学生が認識しつつも「我が国の独立と平和を守るため、重要かつ誇りを持つべき職業」と答えた学生はここ数年約５割にとどまっており、「誰かがやらなければならない大切な職業」といった比較的消極的な義務感を示す者が３割強になっている。また、９割の学生が任官の意思を固めているものの、

「やや不安があるが進みたい」との回答が約３割あることも懸念される。一般的な若者の傾向等を踏まえつつ、一層きめ細やかな指導が必要と考えられる。断片的に取り上げられる任官辞退や教育経費の話題、深刻な服務規律違反の発生等の問題は、学生の誇りを傷つけ、防衛大学校の在り方を揺るがしている。これらの問題については、なぜそのような状況に至ったのか、原因を徹底的に究明し、新たな時代の防衛大学校を創っていくための施策が必要である。

また、昨年末に策定された「防衛計画の大綱」においては、複数の事態の連続的又は同時的生起も想定し、事態に応じ実効的な対応を行うとともに、国際協力にもこれまで以上に積極的に取り組み得る動的防衛力を構築することが求められている。かかる動的防衛力を支える将来の幹部自衛官は、従来以上に精神的拠点を強く持つとともに、「ノブレス・オブリージュ」（「高き者の責務」）を自覚することが必要である。そのような観点からも、防大生の誇りの原点を再確認しながら、入校時には普通の高校生であった防大生が時間を経て高い誇りを抱く幹部自衛官に成長するよう任務意識の涵養が求められる。

このため、建学の精神や理想とする学生像、防衛大学校特有の良き文化等が、時代毎に再確認され、継承され、常に学生はもとより学校全体で共有され、かつ社会に向けて発信されなければならない。そのためには、自校史教育を通じた建学の精神の理解、防衛大学校としての情報発信機能や広報体制の強化が必要である。

III　防衛省・自衛隊を取り巻く環境の変化への対応

１　安全保障環境、国内環境の変化と防衛省・自衛隊に対する国民の期待、要請

今日、我が国を巡る安全保障環境は急速に変化を続けており、その中で、我が国の防衛力の在り方も、自衛隊の活動も大きく変化している。「防衛計画の大綱」においては、「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する」とされている。

自衛隊の活動については、平成２２年の国際平和協力活動のみを見ても、ハイチ国際緊急援助活動、ハイチ国際平和協力活動（MINUSTAH）、東ティモール国際平和協力活動（UNMIT）、パキスタン国際緊急援助活動といった新たな活動が実施されるなど、世界各地で積極的に展開されている。また、ジブチを拠点とするソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動も継続している。自衛隊の任務はかつてないほどに高度化、複雑化、国際化の一途を辿っている。さらに、本年３月１１日に発生した東日本大震災においては、陸海空自衛隊が統合任務部隊を編成し、１０万人規模という空前の態勢で災害派遣を実施し、国民生活を守る最後のよるべとしてその能力を存分に発揮している。

一方、防衛省・自衛隊をとりまく社会環境もまた変化している。グローバリゼーションと科学技術の急速な進歩は、地理的、時間的な距離を縮め、世界の一体化を推し進めるとともに、社会全体を高度化、複雑化させている。自衛隊においては、装備品の省人化、高度化が実現される一方、装備体系の一層の複雑化が進んでいる。さらに、成熟した社会における国民生活の全般的な傾向である少子高学歴化、生活水準の向上などを反映し、国民の自衛隊に対する期待も多種多様になるとともに、自衛隊内部においても、その精強性を支える個々の隊員、入隊志願者の個性、価値観、ライフスタイルの多様化も進行している。また、人的資源の制約や厳しい財政事情の下でも、自衛隊が担う安全保障上の

課題は拡大の一途をたどっている。内外の環境が流動化し不透明性を増す中、自衛隊はこれまで経験したことのない事態に対処することが求められている。

このような中で、近年、我が国の防衛のみならず、災害派遣や原子力災害派遣、国際平和協力活動等における活躍を通じて、国民のために黙々と働く自衛隊、危険を顧みず任務の完遂に努める自衛隊員の毅然とした姿は国民の間に広く認識されており、自衛隊に対する期待はますます高まっている。

２　今後の幹部自衛官に求められる資質

自衛隊を巡る新たな環境の下で、必要とされる幹部自衛官の資質も変化している。現実に生起し得る複合事態においては幅広い資質や能力が要求される。危険を顧みず、専心職務の遂行に当たるという強固な使命観と責任感、事態の推移を的確に把握する情報力と判断力、多様化する隊員を束ねる包容力と統率力といったものだけではない。ますます国際化する任務に対応し得る国際感覚とコミュニケーション能力、サイバーや宇宙等新たな技術・環境の下で日常化する活動に適応する科学的思考力、国民との信頼関係に不可欠な倫理感と常識に裏打ちされた広報能力、社会に対する説明責任と情報保全・秘密保全を両立させるバランス感覚も必須である。さらには、シビリアンコントロールについての深い理解、選択と集中が不可欠な防衛力整備に取り組む熱意と工夫などもなくてはならない。要求される資質や能力は幅広い。したがって、幹部自衛官となる者の教育訓練にあたる防衛大学校における教育も、新たな時代の要請に応えるべく、建学以来築き上げられてきた伝統の上に、更なる改良を行っていく必要がある。

学生は、防衛大学校における４年間の教育に連接した陸海空幹部候補生学校における教育を経て、各部隊等において初級幹部として勤務する。防大は、幹部自衛官としての長い教育訓練の入り口であり、幹部として必要な基礎的素養を身につけるべき時期にあたる。４年間の学生舎生活で培った学生間の絆は将来の統合運用の基盤となる人間関係を築き、２学年から始まる陸海空要員別訓練

は各自衛隊の特性に応じた精神（シーマンシップ等）を育み、幹部候補生学校でのより専門的な術科訓練の基礎を作る。将来の自衛隊に必要な幹部自衛官として育っていくためには、学生それぞれの幹部自衛官の道のりにおいて、上述のような多様な資質や能力を伸展させるための土台をしっかりと育むことが重要である。その上で、将来の自衛隊のリーダーたる幹部自衛官に求められる多様で専門的な役割に的確に対応できる素養を身につけねばならない。見落としてならないのは、自衛隊を巡る新たな環境の下で、必要とされる幹部自衛官の資質も、国家対国家の枠組みにおける武力紛争を前提としたものから大きく拡がりを示している点である。自衛隊が他国軍隊だけでなく国際機関、国家機関、非政府組織、あるいは地域社会と協働できることが不可欠の要素となっている。千変万化の状況下において、多様な手段の中から最適解を素早く求める能力が一層重要となっている。

その一方で、今般の東日本大震災に対する大規模な災害派遣を見るまでもなく、いかなる新たな任務も、我が国防衛のために教育訓練された基礎・基本なくして成り立つものではない。だからこそ、部隊行動を基本とする自衛隊の要となる幹部自衛官の能力・資質として、基礎・基本のたゆまぬ錬磨と実状況における柔軟な応用発展の双方に対応できることが改めて重要となる。

防衛大学校における教育も、上述のような時代の要請に応えるべく、建学以来築き上げられてきた伝統の上に、更なる改善を図る必要がある。

３　防衛大学校の新たな役割

これからの幹部自衛官に求められる伸展性のある能力と資質を育てるために、一般科目教育、防衛学教育、訓練、学生舎生活や校友会活動によって、「知」「徳」「体」のバランス良い発展を目指す教育と、学生綱領にある「廉恥・真勇・礼節」の実践を通じて、幹部自衛官としての基盤的資質を獲得させていくことは今後とも不変である。これに加え、我が国の防衛から国際平和協力活動までの幅広い任務をグローバルな環境下で遂行するのに不可欠な柔軟な思考力

と知的基盤の涵養をより重視することが必要となっている。

そのためには、防衛大学校の学科教育面においては次の三層からなる「基盤教育」を重視することが必要である。まず、民主国家において国民からの信頼を得られるだけの教養と思慮深さを涵養するための一般教育、教養教育である。その上で、学部レベルの本科専門教育が、細分化した知識の詰め込みではなく、科学的・合理的思考力の錬磨を主な目的として行われねばならない。あわせて、専攻が人文社会科学系であると理工学系であるとを問わず、幹部自衛官としての任務の的確な遂行に不可欠な理工系素養と文系素養の双方を修得させる文理交叉教育が求められる。これら三層の学習を通して、２１世紀に生きる幹部自衛官に伸展性ある基盤的な知的能力を培わねばならない。また、一層高度化、専門化した最先端の教育・研究については、博士課程まで設置された研究科での実施が期待できる。

防衛大学校は、士官学校として世界に類を見ない博士課程まで備えた総合的な高等教育機関である。今後は、一般の大学の教育活動の在り方も意識しつつ、地域や広く国民に対する安全保障に関する知識の発信拠点としての役割も強化していくことも求められている。例えば、公開講座や高校への出前授業など正課教育以外の教育活動、学外での講演会・研修会等へ講師派遣、出版等を通じて、広く国民に安全保障に関する知識を広げ、国防に対する意識を高めることに貢献することができよう。

防衛大学校が小原台の地に創設されてから、半世紀以上が経過している。米国の陸軍士官学校や海軍兵学校がウェストポイント、アナポリスといった所在地名で通称されているように、防衛大学校も、小原台の地にあって、さらに地域の誇りとしてその存在が住民に認識されることは、防衛大学校が地元からの大きな理解と協力を得て高等教育・研究機関としての役割を果たしていく上で重要なことである。また、例えば、ボランティア活動を通じた地域住民との交流は、防大生がよき社会人として人格を形成する機会としても期待できる。さらに、教職員による地域貢献、キャンパスを使用した広報行事の拡充などを通

じて、地域の受験生及び保護者の間に進路の選択肢として防大認識が高まる効果も期待できるほか、我が国の防衛全般についての地域住民の理解と協力の確保にもつながると考えられる。

Ⅳ　防衛大学校の新たな教育理念と教育目標

１　防衛大学校の改革の基本的考え方

防衛大学校の改革にあたっては、二つの課題に同時に対処していく必要がある。一つは、バランスのとれたよき社会人としての人間性の上に国防への志、使命観を持ち、自主自律の精神をもって真の武人を目指すという防大創設以来の不変の課題である。もう一つは、国内外の情勢の変化とそれに応じた自衛隊の任務の多様化・高度化の進展に対応し、２１世紀の我が国の防衛、安全保障上の課題に対処できる能力、資質を備えた人材を育成するという課題である。この課題の両立に向けて、一般教育、防衛学教育、訓練、学生舎生活及び校友会活動など防衛大学校の教育訓練のあらゆる側面において、これまでの伝統を踏まえつつ、未来へ向かって改めるべきものは改め、時代の要請に応えていく必要がある。

防衛大学校は、高い水準の教育訓練を実現し、２１世紀の自衛隊のリーダーたる素晴らしい人材を輩出するとともに、単に防衛省・自衛隊の教育訓練機関というにとどまらず、我が国における防衛・安全保障分野の第一級の高等教育・研究機関としての役割を果たすことが求められている。

２　新たな教育理念

（１）教育理念の明確化の必要性

今日、我が国の若者の教育を取り巻く環境（家庭・学校・社会）は大きく変化している。少子化が進む中、大学進学率は約６割へと増加し、大学全入化、高学歴化が進んでいる。また、豊かさに慣れた社会において価値観が多様化しつつ緊張感を失い、一部に規範意識、道徳心、自立心の希薄化や、若者が内向きとなり、人との交わりを避ける傾向などが指摘されている。こうした状況の中では、伝統的な教育手法が通用しない局面が広がっており、高等教育もその影響を免れない。

また、一般大学では、教育・研究体制の構造的な改革が進められ、教育理

念の明確化、教育・研究目標や教育課程の見直し、国際的なレベルでの競争力強化、大学広報・入試広報の強化、倫理教育や初年次教育の重視、先端学術分野を取り入れるための専門教育の強化、教育成果の保証など様々な取組みが行われている。

防衛大学校は、ますます競争的となるこうした我が国の教育環境の中で、優秀な若者を集め将来の幹部自衛官の養成に相応しい第一級の教育を行っていくことが求められている。防衛大学校の改革においては、「建学の精神」に立ち返りつつ、新たな時代の要請に応える高等教育機関としての教育理念を明確にし、それに沿って教育内容の改革と充実を図り、防衛大学校ならではの特徴や強みを築き、それを魅力あるブランドとして社会に提示していくことが必要である。

（２）防衛大学校における教育理念

２１世紀における我が国の安全保障・防衛の最後のよりどころである自衛隊のリーダーである幹部自衛官となるべき人材を育成するという使命は、我が国の高等教育機関の中で唯一防衛大学校のみが有している。その使命、建学の精神に基づく、防衛大学校の教育理念は、「建学の精神」（Ⅱ－１）以下、随所で論じてきたように、創設以来の防衛大学校教育の中で様々な形で表され、実践されてきた。

こうした教育理念をより明確にし、学生、教職員ともにこれを共有することは、教育訓練の更なる充実、向上にとって有益である。また、社会に対してこれを明示することにより、防衛大学校に対する理解を深め、ひいては、質の高い入学志願者の増加につながることが期待される。

以上を踏まえ、防衛大学校の教育理念を次のとおりとする。

① 我が国の平和と独立を守り、国際社会の安定に寄与する自衛隊のリーダーを養成する。

② 「真の紳士淑女にして、真の武人」というように、リーダーに相応しい豊かな人間性を涵養する。「廉恥・真勇・礼節」の学生綱領をその中軸とする。

③ 伸展性ある知・徳・体のバランスのとれた基盤的素養を養う。広い視野と科学的思考力を特に重視する。

④ 国際社会の中での日本の防衛力を担う強い志と使命観を確立し、幹部自衛官として必要な基本的識能を身につける。

これに基づき、防衛大学校規則において昭和３６年以来掲げられている教育目的も見直し、国際感覚、論理的思考力の涵養と語学力の向上等を追加することとする。

（３）「防大ブランド」の方向性

防衛大学校が幹部自衛官たるべき者を養成するという目的そのものは変わらないが、新たな時代の要請に適切に応えうるような高等教育機関となるためには、教育機関としての社会的地位と信頼性を向上させていく努力も欠かせない。そのためには、防衛大学校の特色ある教育体系と教育方針が社会において広く認知されることがまずもって重要である。

現在、防衛大学校の名称は、国民の間である程度認知されてきている。しかし、社会において「防衛大学校という大学を聞いたことがある」「自衛隊の学校の一つである」という程度にとどまらず、「安全保障、防衛に関する研究・教育では日本一の大学」、「日本の防衛に不可欠の人材を輩出してきた学校」という積極的な認識が広まるよう、防衛大学校と防大生の誇るべき特長（＝ブランド力）を整理した上で、積極的な広報を行っていく必要がある。

防衛大学校と防大生の誇るべき特長としては、①我が国においてリーダーたる幹部自衛官となる者を育成する唯一の教育機関であること、②安全保障学・危機管理学について、文理双方にわたる学術と実務が融合された研究・教育の中心拠点であること、及び③世界水準の幹部養成機関であること、が挙げられ

る。今後、これらを中心に防衛大学校のブランドイメージを確固たるものとする努力を続けるとともに、対外的に広く積極的に発信していくこととする。

①　リーダーたる幹部自衛官を育成する国内唯一の機関

現在、自衛隊を巡る環境は防衛大学校創設時には想像もできなかったほど変化したが、卒業生たちは幹部自衛官として真摯に任務に取り組み、見るべき成果を上げており、国民の信頼と国際的評価も高まっている。この実績こそ、防衛大学校が過去５８年にわたり、「知」「徳」「体」のバランスのとれた「真の紳士淑女にして、真の武人」たるリーダーの養成という使命を着実に果たしてきたことの何よりの証左である。

②安全保障学・危機管理学の研究拠点

防衛大学校には、国際関係論や地域研究の分野において国内で最も充実した教授陣を擁する人文社会科学と、防衛・安全保障の基礎となる研究を行う層の厚い理工学研究の双方が揃っている。それとともに、危機管理や防衛の実務に通じた数十名の防衛学教官（現役及び退官した自衛官等）が存在している。これにより安全保障や防衛について、ハード・ソフト双方の学術と安全保障実務が融合した教育研究を可能としている。このことは他大学にはない大きな特色である。さらに、学部レベルにとどまらず、修士課程・博士課程までの防衛・安全保障に関する高度な研究教育体系を有している。また国際防衛学セミナーのような国際研究集会や、一般社会向けの公開講座も毎年開催している。防衛大学校は、学術的水準の高さだけでなく、学術と実務を融合し得る唯一の教育研究機関として、我が国における安全保障学・危機管理学の研究の中心拠点に相応しいものとなっている。

③世界水準の幹部養成機関

防衛大学校は、世界で最初の陸海空統合の幹部養成機関（＝士官学校）の一

つである。防大においては専門的な訓練の実施を急がず、伸展性のある知・徳・体の器づくりに主眼を置いているのは既述のとおりである。防大生活は陸海空にまたがるタテ・ヨコの人的絆を築く点に優れており、また学術面の充実は注目に値する。その課程において学士号の取得が可能な本科はもとより、博士課程までの大学院教育を完備するシステムは、世界の士官学校に稀である。防衛大学校は、こうした優れた教育訓練環境の中で、各国からの留学生の受け入れや、学生の各国士官学校への派遣を含めた諸外国との交流を通じて、国際的に通用する高い水準の人材を育成している。このような意味で、防衛大学校は、国際化時代に対応した幹部自衛官の養成を世界水準の士官教育を通じて実現させていると言える。

Ⅴ　具体的な改革項目

新たな教育理念に沿った教育研究を充実させ、防衛大学校としての特色（ブランド）を確固たるものとし、我が国の防衛を委ねられる人材を育て続けるためには、①質の高い人材確保、②教育訓練と研究の充実・強化、③運営面での態勢の充実等が必要となる。

それぞれの分野ごとに具体的に取るべき施策について検討した結果を取りまとめれば次のとおりである。

第１　質の高い人材確保のための施策

１　入学試験実施要領の改革

（１）多様な人材確保のための入試改革

今後ますます進行する少子高学歴化社会において、防衛大学校を目指す質の高い受験生を確保することは、防大における教育訓練の充実のみならず、将来の自衛隊の中核となる優秀な幹部自衛官の確保に直結する課題である。

一般社会を見ると、１８歳人口はピークの平成４年以降減少の一途を辿り、４０%減となっている一方で、大学進学率は上昇し、大学への進学者数自体も、平成４年に比べて増加している。こうした大学入試を巡る全般的な変化、すなわち、大学全入化、受験競争の緩和、受験者の学力・志望度の多様化といった傾向は今後も続くことが予想される。

他方、推薦入試と一般入試からなる防衛大学校の入学試験の方式は、平成４年から基本的に変わっていない。近年ほぼ横這い又は微減であった受験者数は、一昨年以来回復してきているが、このような一時的な増減に拘わらず質の高い受験生を確保できるよう、入学試験の在り方を状況変化に則した形に改革していくことが重要である。

防衛大学校の最も重要な任務は、４年間の教育を通じて、学生に「知」「徳」「体」のバランスのとれた自衛隊のリーダーたる幹部自衛官としての能力、資

質そして意欲を涵養し、各自衛隊幹部候補生学校に送り出すことである。現行の入学試験においては、学科試験を基本とする一般入試はもとより、推薦入試も小論文試験の成績など学力（「知」）を主要な判断基準としている。しかし、伸展性のある潜在的能力の高い人材を入学させるためには、高等教育を受けるに相応しい基礎的な知力を有していることを前提としつつも、学科試験のみでは測定しえない多様な能力や資質を判断できるよう、入学試験の形式を改善していくこととが重要である。

具体的には、新たな方式の入学試験を導入するとともに、現行の入学試験の改善を行うこととする。

（２）ＡＯ方式による総合選抜入試

一般大学においては、高等学校長の推薦と調査書を主たる資料として選抜する推薦入試のほか、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることにより、志願者の能力・適性や入学後の意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方式として、ＡＯ（アドミッション・オフィス）入試が実施されている。

「知」「徳」「体」のバランスのとれた人材の養成という防衛大学校の教育目標に鑑みれば、限られた筆記試験では測り切れない、学校内外における各種の社会活動（「徳」）やスポーツ・運動（「体」）における特に優れた実績とともに、入校意思及び任官意欲等も総合的に勘案して選抜するＡＯ方式の入試を設けることが有益である。

そこで、従来からの高校の推薦と調査書による推薦入試に加えて、「（ＡＯ方式による）総合選抜入試（仮称）」を追加し、「徳」や「体」を重視した総合的選抜を可能とすることとする。

防衛大学校の教育目的に鑑みれば、この総合選抜入試（仮称）において重視すべき「徳」とは、学校内外での各種活動において具体的にリーダーとして活動し、その面で優れた実績を挙げていることが想定される。また、「体」につ

いては、基本的に運動能力面において高い実績をあげていることが想定される。ただし、これは優秀な競技者の獲得が目的ではなく、あくまで、スポーツによる厳しい鍛錬を通じて獲得した「資質」を有する人材の獲得を目指すものである。

具体的な選抜要領は、志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的かつ総合的に判断できるよう、面接、体育実技、集団討議や課題文の作成・発表等、早急に防衛大学校において検討し、結論を得ることとする。その際、防衛大学校内における団体生活への適性と、大学教育を受けるに足る基礎学力の把握に十分留意する。

（３）新型一般入試の実施

現在の大学入試においては大学入試センター試験が国公立大学に限らず広く利用されている。そのため、同試験を目安として受験準備が進められる場合が多い。他方、防衛大学校の現行の一般入試は９月に出願し、１１月に一次試験（学科試験）が実施されることから、高校３年の夏まで部活動に積極的に取り組んでいた現役高校生にとっては、試験時期が早いために受験準備の不足から防衛大学校への出願を敬遠する傾向が指摘されている。

そこで、受験準備の進捗状況に応じてより多くの受験生に受験機会を提供し、幅広い人材確保に資するためには、現行の一般入試に新たな日程の一般入試を加えて実施することが有用である。

具体的には、一般大学の入試が本格化する１月下旬以降に出願、２月下旬から３月上旬にかけて実施する新たな一般入試を導入する。

また試験科目は、人社系、理工系ともに、英語、数学及び国語の３科目とし、防衛大学校キャンパスにおいてのみ試験を実施する。

（４）現行入試の実施要領の改善

①　一般入試

当面、現行の一般入試については、基礎的学力（人社系：英国、理工系：英数）をより重視するとともに、資質や入校意欲を従来以上に考慮できるよう面接を一層重視する。また、試験日程については、夏休み終了後に本格化する高校３年生の受験準備に沿うよう、現在１１月に実施されている１次試験（学科試験）の可能な限り後ろ倒しを図る。また２次試験種目の一つである小論文試験は、１次試験期日に実施するよう日程を変更する。また、最終合格発表時期は、可能な限り１月下旬まで前倒しすることとする。

これらの改善結果も踏まえ、更に受験者の入校意欲の涵養に資するよう各都道府県に加えて防衛大学校での一次・二次試験の実施についても検討する。

② 推薦入試

現行の推薦入試については、高校における継続的な学習成果と各種課外活動における優れた実績の両立を主眼とするよう整理した上で、引き続き、高等学校長推薦によるものとする。なお、その際に、優秀な志願者の確保に努めるべく、高校への継続的かつ効果的な募集広報について地方協力本部との連携を重視する。

（５）実施時期

入学試験の改革は、受験者本人及び高校関係者に与える影響も大きいことから、慎重に取り進めるとともに、早期に広報・周知することが必要である。また、カリキュラムを含む改革施策全体との整合を図ることも重要であることから、新たな入学試験要領の具体的な導入時期は以下のとおりとする。

① ２３年度試験から実施するもの（２４年度入校者対象）

一般入試において基礎力と資質を重視することを明示し、特に面接試験を充実させる。一般入試の最終合格発表時期を可能な限り前倒しする。

② 従来の推薦入試、一般入試に加えて２４年度試験から実施するもの（２５年度入校者対象）

新型一般入試及び「（ＡＯ方式による）総合選抜入試（仮称）」を導入

する。

現行推薦入試について改善を図る。また２３年度入試結果も踏まえ、現行一般入試の１次試験実施時期の後ろ倒しについて考慮する。

２　入学試験広報の改革と強化

（１）防衛大学校が主体となった広報の推進

２１世紀における我が国と国民の安全を保障しグローバルな安全保障環境の安定化と改善のために能動的に活動する自衛隊のリーダーとなり得る能力、資質と意欲のある受験者を、広く全国各地から確保することが必要である。このためには、全国の国防を志す高校生や、安全保障に関心を有する有為な若者が憧れをもって目指すよう、進学先としての防衛大学校ブランドを確立することが重要である。

他方、募集対象者を具体的に入学に結びつけるためには、ブランドイメージの向上のみでは足りず、入試に関する広報、出願、受験、そして合格から入校までのフォローアップなど、志願者との間の長期かつ継続的な関係の確立が重要である。このような入試広報は、自衛官や自衛官候補生の募集を担当している地方協力本部が中心となって実施してきている。具体的には、各地方協力本部主催による学校説明会や高校訪問、また、防衛大学校で実施する合格者説明会への引率の実施などを通じて、志望者及び試験合格後の入校希望者を確保している。これに対して、防衛大学校は、オープンキャンパスの実施やパンフレットの作成、ウェブサイトにおける受験情報の提供を実施するとともに、地方協力本部の主催する説明会への教官の派遣や高校教諭研修等を通じて協力してきている。このように、学生の募集は、従来、地方協力本部の募集広報に防衛大学校が協力するというのが基本的な取り組みであった。

他方、１８歳人口が減少の一途を辿る中、能力、資質を備え、意欲ある受験者を一般大学と競って広く全国各地から確保していくためには、地方協力本部による平素からの募集対象者との接触の努力が基礎であることに変わりはない

が、それに加え、「大学教育」の実質をより的確に広報することが一層重要になっている。そのため、教官や卒業生たる学生による高校訪問やオープンキャンパス、ウェブサイト情報の充実など、防衛大学校が主体的に、受験生のニーズと視点に則した情報提供を質量両面において充実することが重要である。

（２）今後の入試広報の方向性

今後、入試広報を一層充実するためには、恒常的に受験生のニーズを把握し、広報の内容と成果を分析することが不可欠である。特に入試関連情報の入手方法としてウェブサイトの果たす役割の重要性を踏まえれば、オープンキャンパス等の入試関連の広報行事との連動や、各専門学科による研究成果の公表などにより更新頻度を高めるとともに、一般大学において原則公表すべきとされている教育情報（学部学科等、教官や学生、学習環境等に関する情報）を掲載するなど受験者のニーズに沿った情報を充実させることが必要である。

また、学生の母校訪問や防大教官の全国の高校への派遣などを通じて、防衛大学校における一般教育の内容のレベルや充実ぶりを現役生や高校教諭に直接理解してもらうことの広報効果は極めて高い。したがって、教育訓練に支障を来さない範囲で、防衛大学校と地方協力本部が一層連携してこれら広報施策を推進していくことが必要である。このほか、これまで実施しているオープンキャンパス等の機会に来校した受験者や高校進路指導教諭等に対する入学相談の機会の拡充、教育内容の紹介を兼ねたセミナー、高校１、２年生を対象とした模擬授業の実施、国際士官候補生会議など防衛大学校の特色を反映した行事の見学、防衛省内の他の機関が主催する広報行事の機会を捉えた教官や学生による広報といったより幅広い取り組みを検討し、可能なものから実施していくこととする。

３　「大学校」特有の入学試験の問題点

（１）防衛大学校「進学」が「就職」として扱われる問題

防衛大学校は、高等教育機関として大学設置基準に準拠する一般教育を質量両面から充実してきている。他方、防衛大学校は、防衛省職員たる幹部自衛官となる者の教育訓練を行う防衛省の機関であり、学校教育法に定める大学とは法的な位置付けが異なっている。このため、一部の公立の進学校において、学校教育法上の区分に従って実施される統計上の進学率の向上に寄与しないとして、優秀な生徒の防衛大学校受験に積極的でない、又は、受験広報に積極的に協力してもらえない状況が生じている。防衛大学校本科卒業生が学士を取得し得ることからも明らかなように、防衛大学校に進むことの実質は、大学相当の教育を受けるための進路選択という意味で進学にほかならない。防衛大学校が学校教育法に定められる「大学」でないからといって「進学」と扱われないことは、防衛大学校における教育の実質が十分に理解されていないことに起因するものと考えられる。

これに対して、既に防衛大学校と地方協力本部は、高校における進路指導において高等教育機関たる防衛大学校についての認識が高まるよう、高校関係者に対する研修や見学行事参加の機会等を通じて教育内容の理解を得るための努力を行っている。今般の改革を通じてさらに充実される教育訓練、明確化された教育理念と防衛大学校のブランド価値を基にした広報を積極的に行い、「進学」についての各高校の理解を広め、防衛大学校への進学が高校生にとって主要な進路の選択肢の一つと意識される環境を醸成していくことが重要である。

（２）大学入試センター試験について

大学入試センター試験は、現在、大学受験者の約８割が利用し、私立大学も広く参加しており、我が国における大学入学試験として最も普遍的なものである。仮に、防衛大学校が大学入試センター試験に参加することができれば、教育内容に加えて、入学試験についても一般大学と同様な形態で実施することで、受験生のニーズに合致し、より広い志願者を集めることが可能になるという意義がある。

一方で、センター試験に参加しても、これのみでは独自に実施する学科試験を代替しうるに過ぎない。学力のみならず、防衛大学校の教育が重視する資質、意欲に優れた質の高い学生、将来の幹部自衛官を目指すという確固たる目的を持った学生の確保という点において必ずしも所期の目的を達し得ないという点も懸念される。

いずれにせよ、現行制度の下では、防衛省の教育訓練機関である防衛大学校は、学校教育法上の大学が共同で実施するセンター試験に参加することは困難である。他方、現在、高校の教科、科目の学習達成度を測定する新たな試験（高大接続テスト（仮称））の導入が関係当局により検討されている。この新テストは、大学入試だけでない幅広い利用が想定されていることから、今後こうした試験制度の検討の進捗状況を勘案しながら、より多くの受験生が防衛大学校の受験機会を得られるような選抜方法を検討していくこととする。

４　多様な人材の確保（高等専門学校卒業生の編入）

少子化の進行に伴い、今後とも防衛大学校学生だけでなく、自衛官全体の募集環境はますます厳しくなることが予想される。他方、若者の進路選択、職業選択の時期はこれまで以上に多様になってきている。こうした中、幹部自衛官の候補者の採用について、高校卒業時（防衛大学校学生）や大学卒業時（一般幹部候補生）といったこれまでの考え方にとらわれず、従来の制度設計において必ずしも想定していなかった募集対象者についても制度的な取り込みを図ることで、募集対象を拡大し、志願者の質の維持、向上を図る必要がある。

高度なシステムや装備等を扱う自衛隊において理系の素養を有する自衛官を確保することは重要である。しかし、近年の大学生の文系志向とも相まって、例えば、現在、一般幹部候補生試験を通じた採用においては、理系出身者は概ね２割にとどまっている。こうした中、理工系の高い水準の教育を実施している高等専門学校の卒業生は、これまで必ずしも幹部自衛官の採用区分（防衛大学校学生は高校卒業程度、一般幹部候補生は大学卒業程度）に有効に取り込ま

れていなかった。高専卒業生は年間約１万名を数え、大学等に進学する者も多い。こうした者に対して防衛大学校が提供する高度な教育と自衛官という職業の意義と魅力を訴え、幹部自衛官となることを希望する者を採用できれば優秀な理系学生の確保に資すると考えられる。

その場合、高専の教育内容も踏まえれば、一般の大学で行われているように一般教育に関しては理系の３学年相当程度に編入することが想定される。また、研究科（修士課程）まで連続して修学することにより、一層高度な理工系教育を希望する高専卒業生のニーズにも合致するものと見込まれる

他方で、今後、こうした高専卒業生の採用を実現するには、防衛学、訓練、校友会活動、学生舎生活といった防衛大学校における資質・人格教育の不可分の要素をなす教育の在り方、取得する学位との関係、任官後の人事管理の在り方などについて具体的な検討や関係機関との調整を進める必要がある。また、採用試験についての十分な周知も必要である。

したがって、本件については、入試改革及びカリキュラム改編との時期的な整合も踏まえつつ、入学試験実施要領の改革が完了する２４年度以降、早ければ２５年度からの導入を目指して検討及び調整を進めることとする。

第２　防衛大学校の教育訓練と研究の充実、運営、態勢等の改革

１　教育訓練と研究の充実

（１）学生の基盤的能力の強化

（ア）基礎学力の向上、基盤教育充実のための取り組み

防衛大学校における教育訓練を通じて「知」「徳」「体」のバランスのとれた資質を獲得するためには、まず、教育訓練の基礎となる能力を強化する必要がある。また、今後多様な入試制度の導入を通じて、入校者を幅広い受験生から確保することは、従来と比べて学習到達度や学習習慣の確立度についてばらつきを招く可能性もある。基礎学力や基礎体力は、専門教育と訓練の基盤であり、初年度教育においてきめ細かな指導を実施することにより、学生生活を通じた伸展の基盤を身につけさせる必要がある。

基礎学力、特に理系の専門科目の基礎となる数学、物理などについて必要な学力を備えさせるには、学生が自ら学び考える力を養うため、少人数かつ双方向の教育が重要である。このため、１学年に対する個別指導を強化するほか、授業内容の復習や教官に対する質問に充てることができる時間を確保することとする。また、学生舎生活における自習時間は、勉学に充てられるべき時間であることを徹底し、基礎学力の向上に有効に活用できるよう、学生の自律的な取り組みを促すことも必要である。

基礎学力の上に、将来の幹部自衛官に必要な知的基盤を確立するため、人社系学生に自然科学実験や社会統計などの理工系素養科目を、理工系学生には国際関係概論や心理学などの人社系素養科目を履修させる。また、１学年の時から国際コミュニケーション力の土台としての英語と第２外国語の学習、自らの歴史への深い理解を育むための防大の自校史や近現代史の履修、さらに現代を生きるための情報処理論、日本語表現法、地域研究や国際情勢などの幅広い基幹的科目の修得を求める。ついで、人社系、理工系それぞれの専門基礎科目及び戦史、戦略、統率などの防衛学科目の学習へと進む。このように幅広い勉学の土台を築くことから、文理双方の専門分野へと進み、自らの学科における卒

論と防衛学研究論文によって能動的に４年間の勉学を完成させることとする。

（イ）基礎体力向上のための取り組み

部下を統率し、時に過酷な環境において人命を左右するような判断を求められる幹部自衛官にとって、強靱な体力の練成維持は不可欠である。このため、近年の防衛大学校新入生の基礎的運動能力のばらつき、とりわけ体力低位者への対応は急務である。このため、体力練成について、入学から卒業までの各学年別の体力練成の目標を明確化し、定期的かつ体系的な体力評価を実施するとともに、一般科目の体育教育を中心に、訓練、校友会活動等を連携させて個人特性に応じた体力養成プログラムを学校全体で体系的に確立し、運営することとする。

（２）防衛・安全保障に関する教育研究の中心拠点化

（ア）知的発信を通じた防衛基盤の醸成

防衛大学校は、幹部自衛官という防衛・安全保障の専門家を目指す者を育成する機関であり、この分野では我が国において最高の教育・研究体系を有するとともに、文理双方の学術と実務を融合させた特色ある教育・研究を行っている。この教育・研究の成果を積極的に対外発信することは、社会における安全保障、防衛問題に対する関心を高め、防衛基盤の醸成に寄与するとともに、安全保障の高等教育機関としての防衛大学校の役割が認知されることにつながると考えられる。

防衛大学校による発信については、第一に、卒業生である幹部自衛官の自衛隊における活動を通じて社会に認知されること、第二に、教官が研究成果の発表等を通じて、学術分野において主導的役割を担うこと、第三に、公開授業やセミナーを通じ、防衛大学校が有する教育・研究の資源を広く社会に還元していくことが重要である。

（イ）学術と実務の双方に立脚した防衛大学校独自の新たなプログラムの創設

防衛大学校は、防衛・安全保障の分野において、学術的研究を深めてきた一般科目教官、実務に通じた防衛学教官というように、各々の分野に長じた質の高い教授陣を備えた各学群を擁している。各学群の下におかれる各学科は、それぞれの専門分野に応じた質の高い研究を行うとともに、学生に対して専門性の高い教育を実施している。

自衛隊の新たな任務・役割に対応するため、安全保障や危機管理分野で専門科目を応用・発展させた教育の充実も防衛大学校に期待されている。こうした期待に応えることは、防衛大学校が安全保障学・危機管理学の中心拠点としての地位を確立することにつながるものである。

具体的には、人社系・理工系にまたがり、学科・学群を横断する柔軟な履修を可能とする以下の新たな教育プログラムを創設する。これにより意欲ある学生に専門教育としての深化・高度化だけでなく、学際的な応用あるいは発展的な学習機会の提供を可能とする。これによって、危機管理や安全科学の専門的・学術的知見を提供することに加え、多様な地域、環境下で自衛隊の活動を円滑に実施するための基礎となる知的基盤を獲得させることを図る。

さらに、国際化に対応する多文化理解の素養や国際コミュニケーション能力を集中的に習得させるため、異文化理解教育、第２外国語の実用会話、地域研究等を組み合わせたプログラムの開設を検討する。

①　危機管理プログラム（仮称）

２１世紀の現代にあっては、安全保障環境の不確実性、不透明性、自衛隊の任務の地理的、機能的な拡大等が加速度的に進行している。こうした事態への対応力を高めるため、危機の予測、回避、対処、再発防止に関する危機管理学と、それを技術的に支える安全科学からなるプログラムを創設する。

②　安全科学プログラム（仮称）

防衛・防災システムが非常事態において正しく機能するためには、システム

全体が健全な状態に保たれていなくてはならない。そこで、従来の自然科学、工学、人文社会科学や身体運動の科学といった枠を超え、非常事態という特殊かつ極限的な環境において、人間を含めた組織、機能の安全を保障するための総合的な科学技術体系の構築を目指すプログラムを創設する。

③　生命科学プログラム（仮称）

近代科学の発展は、人体にとって危険な微生物や化学物質を生活圏に排出してきた。こうした生命環境の変化に対応し、生物・化学兵器対処や、汚染の除去といった自衛隊に新たに求められる任務の遂行に必要となる生物化学等に関する基本的な知識と問題解決能力を育成するプログラムを創設する。

（３）グローバル化、国際化への対応

（ア）英語教育、第２外国語教育の強化

グローバル化の進展に伴い、国際化する自衛隊の任務を遂行するため、幹部自衛官に高い英語力は不可欠な素養となってきている。また、近年の自衛隊の活動の世界的な広がりによって、自衛隊として、英語力のみならず、他の言語についても幅広い素養を有する幹部自衛官の必要性が高まっている。

防衛大学校における語学教育は、既に、英語については４年間を通じて学習し、教養とともに実用性が身につくようなプログラムとなっているが、新たなニーズに応えるため、更なる改革を実施する。

英語教育には、英語自体の修得だけでなく、語学全般の学習法の修得に資するという側面もある。そのため、１・２学年では一層の少人数クラス化を導入し、その両面における基礎固めを図ることとする。３学年以降においては、より実用的な観点から、専門科目に即した英語、防衛学による軍事英語及び外国語科目としての高度な英語教育などの発展的な学習を行う。それは地域研究、専門教育の基盤作りともなる。

また、英語以外の語学に関する自衛隊のニーズにも応えるため、必修として

第２外国語の１学年からの効率的な履修を図る。選択科目となる２学年においては、３学年に仏、独、中国、韓国等の非英語圏の士官学校との交流に派遣される機会があり、また、将来、海外における活動に参加する機会もあることから、これらに必要となる実用的会話に重点をおいた教育を実施する。さらに、３・４学年を通じて、希望する学生には引き続き第２外国語の履修を可能とするよう検討する（注）。

さらに、モンゴル、タイ、インドネシアなどアジア諸国の言語についても、何らかの形で履修する機会を設けることが有益である。

（注）現在、第２外国語は１学年が必修科目、２学年が選択科目として履修するが、３学年以降は、人間文化学科以外の学生は履修することができない。

（イ）外国士官学校との交流

現在、３学年を中心に多くの学生を１週間から１年程度、米、英、仏、独、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、シンガポール、タイといった諸外国の士官学校に留学させており、学生の教育の動機付けや国際感覚の涵養に高い成果を上げている。今後、派遣対象国の語学に習熟し、派遣先学校において単位を取得することを目的とした１学期交換プログラムを中心とし、当該派遣先国についてのより専門的な素養の獲得を目指すものとする。

同時に、各国から防衛大学校への留学生の受け入れについて、より一層きめ細かい支援を実施することとし、留学生が学生と同様の教育を無理なく受けることができるよう、日本語教育のみならず、基礎学力についても準備教育を実施する。また、それぞれの留学生の個別指導にあたる教官の指定をはじめとする各種支援態勢の確立の検討を行う。

さらに、防衛大学校における教育訓練を終えて帰国した留学生は、軍人として勤務することから、防衛省・自衛隊と母国との間の防衛交流の架け橋となるよう、将来にわたって留学生との人的ネットワークを維持していくこととする。

（４）資質・人格教育の充実

（ア）リーダーシップ教育の充実

将来、部隊のリーダーとなる幹部自衛官にとって、資質・人格形成の中核となるリーダーシップ教育は不可欠な資質を付与するものであり、防衛大学校における教育において最も重要な要素である。

リーダーシップの涵養は、知識と実践との有機的な関連の上に成り立っている。知識の面では、幹部自衛官となるべき者としての自覚を早期に確立し、能動的な研鑽を促すため、自校史教育をはじめとする素養教育を充実、体系化するとともに、部隊研修・実習を充実、強化する。さらに、防衛学教育の集大成として、防衛学特論を活用し、防衛学研究論文に取り組むこととする。実践の面では、学生舎生活、校友会活動の改善のため、学生が学生舎及び校友会において役職（勤務学生（学生隊学生長や学生長補佐等）、主将等）に就く機会を増やし、リーダーとしての意識向上を促進する。同時に、学生の自発的な規律維持を通したリーダーシップの涵養のため、学生の服務面での綱領委員会の役割の拡大を検討する。また、校友会活動の年度目標等を明確化し、到達度を評価し、翌年以降の活動形態に反映させることも検討する。

学生が防衛大学校における生活の一つ一つにおいて、自衛隊のリーダーたる幹部自衛官としてのキャリアをイメージし、早期に任官意思を確立し、その後の学業や訓練に強い目的意識をもって取り組めるような教育と指導を拡充する。

他方、入校間もない１学年の精神的、体力的負担を軽減し、学生舎における集団生活に慣れさせるとともに、大学相当の教育に対応した自学自習の生活習慣を身につけさせるための「導入教育期間」の導入について検討する。

これらの実施にあたっては、学術面の深い知見を有する一般科目教官と経験豊富な防衛学教官が中心となる「知識教育」と、学生の身近な目標となり得る指導教官が中心となって実施する「実践教育」の連携を強化するとともに、両者の一貫性を保持するため訓練補導（訓育）会議の機能を強化することとする。

（イ）不祥事の防止

公務員が国民の信頼の下に公正にその職務を遂行するには、規律の維持が不可欠の要素であるが、有事の際に武力を行使して我が国を防衛する自衛隊においては、その実力組織としての特性上、一般の公務員より厳しい規律の維持が求められる。特に、幹部自衛官として、多数の部下を指揮し、その模範たる地位に就くことを期待されている防衛大学校学生の教育において「規律の維持」の重要性を理解させることは、中心的課題である。防衛大学校では、教育、訓練から学生舎生活にいたるまで徹底した規律指導を実施しているが、残念ながら不祥事は根絶されるには至らず、毎年のように大小の事案が発生している。近年の不祥事の傾向として、集団による不適切な学生間指導などの事案、特に上級生が主導し下級生を巻き込んで引き起こす例が見られる。また、上級生（特に４学年）になるほど、事案が増える傾向にある。

かかる事案の根絶のため、いたずらに厳罰主義に走っては、幅のある人間性豊かなリーダーづくりに役立たないおそれもある。やはり教育と服務規律両面から取り組みを強化する必要がある。教育面においては、明るい前向きの指導が肝要である。リーダー育成のための教育が誤った方向に実践され、不適切なリーダーシップ、フォロアーシップの発揮につながらないよう、一般教育、防衛学、訓練、学生舎生活及び校友会が連携して、実践的リーダーシップ教育を充実させていく必要がある。このため、学生舎生活の指導にあたる指導教官のみならず、全教職員を挙げて、学生生活の全ての局面において学生を守り育てるという意識を持って指導にあたっていくこととし、その点について、教職員内で認識の共有を図る。

また、学生の自主自律を反映し、自由が与えられる反面、より責任を伴う上級生による服務規律違反については、事案の態様等によってはより加重する等、処分基準の見直しを検討する。また、再発防止等に学生自身が取り組む場として、綱領実践委員会の活用を検討する。

また、教職員による不祥事事案の根絶に向けても、防衛省・自衛隊の組織がより厳しい服務規律が求められるとの認識を高めるため、教職員向けの服務教育、研修の充実、望ましい教職員の在り方の明文化などを通じて、教職員の使命観と規律の確立に努めるものとする。

（ウ）メンタルヘルスケア

学生舎生活をはじめとする全人格教育により自衛隊のリーダーを育成する防衛大学校の教育の目的は大多数の者に理解されている。しかし、個人の価値観の多様化や少子化に伴う家庭環境の変化を考えれば、防衛大学校の規律ある集団生活や上級生、下級生といった関係になじめず心のストレスをため込む学生が生ずるのは避け難い。そうした学生に対して、適切なケアを行うことは、近年極めて重要になっている。

現在、学生の日常生活の指導にあたる指導教官が中心となって、学生の個々の身上を把握し、ケアを必要とする学生の発見、対応に当たっている。しかし、この微妙な心の問題については、各指導教官の知識・経験により対応の差などが生じている。このため、専門的知識を有する臨床心理士の配置を検討し、指導教官に対するメンタルヘルス面についての研修を充実する。また、メンタルヘルスケア要領を作成するなどの態勢整備を行うこととする。

また、各指導教官が学生の身上把握をきめ細かく実施できる態勢を構築し、より柔軟な学生指導を可能とするために、比較的若年の指導教官とともに学生を指導する任務にあたる人格識見に優れたベテランの准曹の活用を検討する。

（５）訓練の充実・改善

（ア）訓練の充実

訓練の基本的考え方は創設以来変わっていないものの、自衛隊の統合運用体制への移行、任務の多様化・国際化、女性自衛官の増勢などの変化に適切に対応した見直しが必要となっている。これまでも震災を想定した災害対処訓練、

国際活動教育隊の部隊研修等を実施してきているが、今後は、国際平和協力活動や災害派遣等の実際の任務の経験を活かした指導や、陸海空要員別訓練の実施に際して統合マインドの強化に資する訓練を一層充実させていく必要がある。また、既に海上要員訓練に導入されているシミュレーターによる訓練成果が飛躍的に上がっていることから、限られた訓練時間と場所の中で効果的な訓練を実施するため、陸上、航空要員についてもシミュレーターの導入を検討する。

また、部隊実習や部隊訓練は、練度の高い部隊の実働とそれを指揮する幹部自衛官の姿を目の当たりにする機会である。これは、学生に具体的な職業としての幹部自衛官を意識させることになり、任官意思を早期に確立する上でもきわめて重要である。このため、現在、実施されている個々の部隊実習等の目的を明確化し、充実を図ることとし、１学年時には、自衛隊全般への認識を深め、将来の要員志望検討の資となるよう、陸・海・空それぞれの特徴的な部隊の研修や第一線部隊等における宿泊等の生活体験を含めた研修を通じて、任官意思の早期確立を図ることとする。２学年以降では、部隊におけるより厳しい訓練を実感させるとともに、平素の訓練によって身につけた技能等を応用することを通じて、任官への意欲を高めるような機会となるよう実習内容の充実を図る。

（イ）女子学生の訓練の管理要領の改善

平成４年から入校している女子学生については、男子と同等の教育成果を上げている一方で、特に体力的要素が影響する訓練面について、精神的、肉体的負荷が強くなる場面も多い。このため、女子学生に配慮した適切な訓練管理と指導を実施することにより、女子学生の自信喪失や無用な不安感などを防止し、訓練効果の向上につなげていくこととする。

具体的には、女性訓練教官又はその補助にあたる准曹を適正に配置し、継続的に女子学生の訓練指導にあたらせ、女子学生の悩みや不満等に適切に対応できる体制を確立する。また、女子学生が女性の部隊勤務の実情を確認できる機会を増やし、将来、女性幹部自衛官として勤務することの不安を除去し、任官

意思の確立につなげる。また、女性自衛官も含めた部隊全体で能力を発揮することの重要性を訓練指導において徹底するとともに、これらの点を含め、女子学生の訓練ガイドラインを策定し、訓練管理に活用する。

２　省内外の教育研究機関、地域社会との連携

（１）防衛医科大学校との連携

幹部自衛官となるべき者の教育訓練を実施する防衛省のもう一つの機関である防衛医科大学校の学生は、医師たる幹部自衛官（医官）を目指して教育訓練を受けている。防衛医科大学校卒業生も、防衛大学校卒業生と同様に幹部自衛官として自衛隊の中核を担うことが期待されている。近年、医官は病院や部隊における診療のみならず、災害派遣・国際平和協力活動等の現場において、部隊とともに被災住民や現地住民に対する診療活動を実施する機会が増えている。これに伴い、医官は医師としての高度な診療能力に加え、多くの場面で幹部自衛官としてのリーダーシップを発揮することも期待されている。

この点に関し、防衛医科大学校における医官を養成するための教育訓練と、自衛隊のリーダーを養成する教育を実施している防衛大学校の教育訓練が連携することにより、医官が今後求められるリーダーシップに関する教育が効果的に実施できるものと考えられる。

現在、防衛大学校学生と防衛医科大学校学生は、入学以降、地理的に離れたキャンパスにおいて卒業まで教育訓練を受けており、両者の間に活発な交流は行われていない。他方で、幹部自衛官となった後は両校の卒業生は共に活動することとなる。したがって、学生の頃から、防大学生、防医大学生が共に過ごし、共通した教育訓練を受け、相互の一体感を高めることは任官後の円滑な職務遂行にあたって大きな意義があると考えられる。また、教育、校友会及び学生舎生活における防大生、防医大生相互の刺激による切磋琢磨も期待できる。

具体的には、防医大学生の医学系専門教育に支障を来さないよう、１学年の７月の約１か月間を目途として、防医大学生が防衛大学校において教育訓練を

受ける機会を平成２４年度から設定することとする。

また、類似分野を研究している防衛大学校、防衛医科大学校の研究者の協働についても更なる深化を図ることとする。

（２）省内の他の教育研究機関、一般大学との交流

幹部候補生学校のほか、自衛隊での教育段階毎の機関等と連携し、学生の職業としての幹部自衛官像の早期確立・形成に資するものとする。また、幹部学校、防衛研究所、技術研究本部と防衛大学校の連携により、それぞれの教官、研究者の専門知識、研究の深化を図ることを目指すこととする。

さらに、学生による一般大学の学生との交流を促進し、多様な価値観に触れさせ、視野の拡大に資するものとする。また、教官による交流も積極的に奨励し、得られた成果については、適切な対外発信を行い、防大ブランドの向上や、より資質の高い入学志望者の確保に寄与させるものとする。

（３）地域社会との連携強化（ボランティア活動）

防衛大学校もまた、他の防衛省・自衛隊の組織と同様、地域社会の理解と協力なくしてはその任務役割を効果的に果たすことはできない。防衛大学校が地域との連携を強化する一環として、近年、教育分野への活用も広く行われているボランティア活動の実施を更に推進する。これまでも地元の老人ホームや、児童養護施設等において、学生の自主的な活動が実施されてきた。また、東日本大震災に際して停電となった周辺地区において学生が自発的に交通整理活動を実施したり、連休を利用して留学生を含めた学生の有志が被災地の現場で支援活動を実施したりしている。

学生舎生活を義務づけられ、地域社会と疎遠になりがちな学生にとって、ボランティア活動を通じて社会的視野を広げ、様々な価値観に触れる機会を持つことは、将来の幹部自衛官としての人格形成にとっても重要な意義を有する。また、ボランティア活動は、防衛大学校学生としての教育訓練の成果を社会に

示す場でもあり、学生に対する地域社会の理解の深化と信頼感の向上にもつながる。

現状において学生は厳しい時間的制約の下で教育訓練を受けているが、こうしたボランティア活動の積極的意義を認め、学生の自主的な取り組みを促していくために必要な措置が行えるよう検討を進め、可能なものから実施していくこととする。

３　防衛大学校の運営、態勢等の改革

（１）防衛大学校の組織的・一体的な機能発揮のための態勢、教職員の人事管理制度・枠組みの検討

教育、訓練、集団生活（学生舎生活や校友会活動）を柱とする防衛大学校の運営は、学校長とこれを支える企画・管理担当副校長、教育担当副校長、幹事の指導の下、総務部、教務部、訓練部の各部門が担っている。これらの部門は、教務面では教務部、訓練及び生活指導面では訓練部というようにそれぞれに分掌しつつ学校運営を行っているが、今後は学生の教育をより効果的に実施していく上で、部門間の横断的調整がより重要となる。こうした機能別各部門の連携を円滑にし、全ての部門が一体となって防衛大学校としての機能を最大限に発揮できるよう、定期的に部門間連携会議を開催するとともに、部門横断的な企画調整にあたる機能の強化を図ることとする。

また、教職員のうち、事務官及び自衛官は比較的短期間で防衛省内の他機関に異動するのに対し、教授として教育及び研究にあたっている教官は、２～３０年の長きにわたり在籍する者も多く、防衛大学校の良き伝統の担い手である一方で、防衛省・自衛隊の一員としての意識が希薄になることを危惧する見方もある。教官が、常に防衛省・自衛隊の抱える政策目標や課題について高い関心を持ち、十分に理解することは、将来の自衛隊を担う学生の教育に不可欠の要素である。そのため、教官の省内の他の研究機関との人事交流のほか、行政実務や自衛隊の隊務運営面での研修等を実施することとする。教官の採用につ

いても、任期付採用等の活用や客員教授の任用の拡大などにより、多様な人材を確保することとする。

また、訓育を担当する指導教官の多くは、１尉から３佐の比較的若年の幹部自衛官であり、陸海空自衛隊から優秀な人材が補職されている。これら指導教官は、リーダーシップの涵養に重要な役割を果たす学生舎生活、校友会活動、訓練といった場面での指導を担当するとともに、学生にとっては最も身近な幹部自衛官であり、任官意思の確立に大きな影響を与える存在となっている。指導教官に相応しい若手幹部自衛官は、部隊等における所要も高いが、引き続き、学生の目標となるような優秀な者を充てるとともに、指導力向上に向けた研修等の充実を図ることが重要である。同時に、第一線の部隊や幕僚監部等での勤務を経験した者や、幹部学校指揮幕僚課程を修了し早期に昇任した者を指導教官として配置し、学生に高い目標意識を持たせることも極めて有益と考えられる。

防衛学教官は、防衛学教育の一貫性確保と質的向上及び新鮮な実務経験に基づく教育をバランスよく実施できるよう、３佐以上の経験豊富な自衛官を中心に配置しているが、今後、防衛学教官を活用した指導教官への助言や防衛医大生への防衛学教育の実施を図るためにも、防衛学教官の充実のため、より一層の努力が必要である。

（２）学生の構成に関する検討

科学技術と人間社会への理解に基づき、時代を先取りする課題発見・解決能力と多様な文化・環境に対応できる素養を持つ優秀な若者を幅広く将来の幹部自衛官として確保していくためには、防衛大学校の学生の適正な文系理系の採用比率（現在２：８）及び女子の採用枠についても検討する必要がある。

理系の高い素養を有する幹部自衛官を確保することは、自衛隊が保有する高度な装備品等の運用、開発等に不可欠であるが、一般大学出身の幹部候補生採用者は文系が８割を占めていることから、防衛大学校においては、引き続き理

系の学生の確保に重点を置く。一方で、任務の国際化、高度化等による各自衛隊のニーズや文理交叉教育の実情も踏まえつつ、現在の文系、理系の２：８を検討の基礎としつつ、若干でも文系を増加することとする。

任務の多様化に伴い、女性自衛官は自衛隊にとって不可欠な存在となり、防衛大学校においても平成４年以降女子学生を採用し、優秀な卒業生を輩出している一方で、女子学生の採用枠は３５名から４０名であり、男子学生の１割以下となっている。こうした現状に対し、より優秀な学生の確保のため、女子学生の採用拡大の有効性も指摘されているが、将来の幹部自衛官たる女子学生の採用拡大は、防衛省・自衛隊全体における女性幹部自衛官の活用について包括的に検討を行う必要があり、当面は、現在の女子学生採用枠において、文理比の変更を含めた適正数の検討を行うこととする。

さらに、多様なソースから幹部自衛官を求め、幹部の人材形成に多様性を持たせる等の観点から一般大出身者を一般幹部候補生として採用することは意味がある。他方、今般の東日本大震災に際しての大規模災害派遣や原子力災害派遣でも示されたとおり、部隊行動（集団行動）を原則とする自衛隊が有効に活動できるためには、団結・規律・士気の根幹である幹部の質が極めて重要な役割を果たしている。防衛大学校はまさにそうした重要な役割を担う幹部自衛官を養成する機関としてますますその重要性が高まっており、防衛大学校の入学者を増加させることについても検討の価値がある。他方、防衛大学校の学生は、卒業後、幹部自衛官となることが予定されており、その入学定員の増加は、大学卒相当の幹部自衛官全体の人事管理に直結する問題である。したがって、この点に関しては、現在、防衛省内の人的基盤に関する改革委員会において議論されている、幹部・曹・士の活性化のための施策の中で検討することが適当である。

（３）償還制度の導入

防衛大学校学生は、４年間の教育訓練修了（卒業）後、自衛官に任用され、

幹部候補生学校に入校することとなっているが、防大卒業後、任官することなく依願退職する学生が存在する（いわゆる任官辞退）。防衛大学校学生は、幹部自衛官となる者として国費による教育訓練を受け、学士も取得しているが、こうした退職者については、卒業後公務に従事しないことから、教育訓練に要した費用の一部を退職に当たって償還させることの可否について、従前から、省内外において議論されてきたところである。

この問題について、これまで防衛省としては、①防衛大学校入校志望者にこれまでにない負担感を持たせて、志望を萎縮させる効果があることから、広く幹部自衛官となるべき優秀な人材を求めることに支障を生じる、②償還金さえ支払えば卒業後安易に退職（任官辞退）できるという風潮を生じさせるおそれがある、という二つの理由から当該制度の導入は適切ではないと判断してきたところである。

しかしながら、防衛大学校における教育内容は、累次の改善を経て一般の大学と同等のものとなっており、卒業した者には学位が与えられ、社会においても大学卒業生として認識されるに至っている。こうした中、今般の防衛大学校改革を通じてますます高等教育機関としての性格が充実していく防衛大学校を卒業して学士を得た後、自衛官に任官しない者又は任用後短期間で退職する者については、授業料を支払って大学教育を受け、学士を得る一般の大学生との負担の公平の観点から、大学の授業料相当分の償還を義務づけることが適当であるとの結論に至った。

また、任官せず他の分野で社会に貢献することを選んだ者から大学授業料相当分の償還を得ることは、防衛大学校が、防衛省職員・自衛隊員としての公務の遂行に必要な教育訓練にとどまらず、一般大学相当の幅広い教養・専門教育を高い水準で実施していることを示すことにもなると考えられる。

さらに、平成１８年に施行された「国家公務員の留学費用の償還に関する法律」によって、職務として留学を命ぜられた職員であっても、留学終了後定められた期間（５年）内に退職した場合には、留学費用の償還を義務付けられた

こととの均衡の観点からも、防衛大学校においても償還制度を導入することが妥当であると考えられる。

償還の額は、一般の大学生との均衡の観点から国立大学の授業料相当額を念頭において検討を進めることとする。なお、学生手当は教育訓練を受けるという防大学生の職務に対する対価であることから償還の対象とはならない。同様に期末手当、現物給与たる給食等も対象とはならない。

償還制度については、制度の細部設計、受験者層への周知を考慮し、平成２６年度入学生から導入することとする。

（４）入学試験の手数料徴収の検討

近年の防衛大学校における大学レベルの教育の充実により、防大学生は、職務としての教育訓練を受けていると同時に、質の高い大学教育を享受しており、卒業生は学士を取得している。また、他の省庁大学校に比して、著しく多くの受験者、入学者を数え、卒業式を初めとする各種行事が広く報道され、オープンキャンパスなど一般大学と同様の方法で募集活動も行うことから、受験者層をはじめ、社会において広く「大学」と認識されている。このため、防衛大学校の入学試験においては、一般の大学入試と同様に受験料を徴収することが当然との認識も広まりつつある。

入試において手数料相当額を徴収することは、大学相当の教育を実施している高等教育機関たる防衛大学校の「大学」としての性格がより正確に理解され、また、大学教育を受けるべく受験手数料を支払って入試に臨む多くの受験生と防大志望者との間の均衡の観点からも適当との議論もある。ただし、防衛大学校入学試験は、国家公務員たる防衛省職員の採用試験であり、他の公務員試験が原則無料で実施されていることを考慮すれば、手数料を徴収するとしても入試に要する経費の実費相当額程度にとどめるべきものと考える。

手数料の徴収については、平成２４年度までに実施される入学試験実施要領の改革の結果や学生の募集に与える影響も踏まえる必要があることから、平成

２６年度までに結論を得るべく検討を継続することとする。

（５）学位審査手数料の学生負担

防衛大学校及び防衛医科大学校の本科の課程を修了した場合は、平成３年度以降独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士が授与されているが、その際の学位審査手数料（２５，０００円）は、国庫から支出されている。

防衛大学校においては、開校以来大学設置基準に準拠した教育を実施しており、昭和３０年代以降防衛大学校卒業生に対する学位授与を以下の理由から要望し、学位授与機構が設置された平成３年度以降、学位が授与されている。

① 大学（又は大学院）と同等以上の教育を実施している実質に形式を伴わせ防衛大学校における教育を名実ともに全うする必要があること

② より優秀な学生の入校が期待でき、更に学生の勉学意欲並びに教官職員の士気が向上し、より優秀な幹部自衛官が育成されるようになること

③ 既に学士号が付与されている諸外国の士官学校卒業生と国際的な立場で同等の立場となること

このように、学士号は、防衛大学校における教育の総仕上げ（成果）として、その卒業生全員に取得させ、学位を有する幹部自衛官とすることが職務の遂行上必要と判断し実施してきたところである。

他方、学位は基本的に個人に帰属するものであり、経済活動をはじめ様々な面で社会的価値を有するものである（大学院等への進学、就職活動等）。学位取得に際しての国民との公平の観点から、今後は、学位審査手数料は学位を授与される本人負担とすることとし、平成２４年度卒業生から実施する方向で検討する。

（６）任官辞退に対する考え方

防衛大学校卒業後、自衛官として任用されることを辞退し、退職する者については、卒業式の際に「任官拒否」として報道され、手当を支給されつつ教育

訓練を受けながら、自衛官となることを拒否した者として扱われている。現在、身体上の理由により自衛官に任用できない極めて少数の者を除いて、卒業時に何らかの事情で任用を辞退した者については、一律に「任官辞退」（＝任官拒否）とされている。国費によって幹部自衛官となる者の教育訓練を実施する防衛大学校として全卒業生が任官すべきであり、任官意思の確立を通じて、任官辞退者の減少に努めるべきなのは言うまでもない。

しかしながら、現実に毎年存在する任官辞退者のうち、自衛隊のリーダーを育てることを目的として教育訓練を受けながら、真にやむを得ない理由（心身上や家庭上の理由等）によって任官しなかった者が引き続き、例えば、防衛省の事務官や技官、他の公務員として国に貢献したり、予備自衛官として我が国の防衛を支えたいとの志を有している場合もあると考えられる。

こうした者について、一律に「任官辞退」と消極的に扱うのではなく、防衛大学校における教育訓練をより有効に防衛基盤の拡充に活用するといった観点から、より多様かつ緻密な進路管理について検討することとする。

（７）ＲＯＴＣに類する制度の検討

平成１９年に防衛省がとりまとめた「防衛力の人的側面についての抜本的改革報告書」（平成１９年６月２８日）において、米国のＲＯＴＣ（予備役将校訓練課程（**Reserve Officers' Training Corps**））も参考にしつつ、「今後、一般大学の学生から幹部自衛官を志願する者について、大学在学中に自衛官教育を行えるような、制度の創設及び充実について検討する」とされ、平成２２年の事業仕分けにおいても、同様の制度の創設についての指摘がなされている。

米国と我が国では、軍事に対する一般社会の理解に差があり、また、米国ではＲＯＴＣ創設当時に徴兵制が採られていた等の違いもある。したがって、米国と同様の制度を直ちに我が国で実現することは困難と考えられる。他方で、予想される厳しい少子化社会において、将来にわたって、優秀な幹部自衛官となる者を確保していくためには、防衛大学校学生のみならず、一般幹部候補生

試験を含めた多様な募集の在り方を検討していく必要がある。こうした中、一般大学の学生の中で自衛官を志す者が、在学中から関心に応じた研修や教育訓練を受けられるような制度を検討することとする。

その際、我が国で唯一、体系的に防衛・安全保障に関する教育を実施できる防衛大学校の教育・研究資源を活かしていくことは、防衛基盤の醸成への貢献、防衛・安全保障学の拠点としての地位の確立につながるものと考えられる。

具体的には、当該制度における防衛学に関する教育については防衛大学校を活用して行う等が考えられるが、訓練実施の在り方などを含め制度の具体的な在り方について平成２５年度までに結論を得るべく検討を進める。

（８）防衛大学校の改革、検討、改善の継続

本報告書において記述した改革の具体的項目については、示された実施時期や検討期限に沿って、今後、防衛省・自衛隊として着実に検討、実施していく必要がある。また、時期を明示していない項目についても早急に検討を進め、可能なものから着実に実施していく必要がある。

特に防衛大学校においては、「防衛大学校改革に関する防衛大学校検討委員会」を設置し、全学を挙げて防衛大臣指示の項目を検討してきたが、改革の最前線として本報告書の施策を進めていく必要があることから、引き続き、防衛大学校内に改革検討・実施の態勢を継続させることとする。

また、防衛大学校における実際の教育訓練についての問題意識を防衛省・自衛隊としての政策立案に更に反映させるため、防衛大学校教官として、長年、学生の教育にあたった経験を有する者を内部部局に配置し、幹部自衛官となる者の教育をはじめとする各種の政策立案に参画させることとする。

各施策の実施状況については、本委員会の枠組みを活用して、時宜を得た報告・討議を行うこととする。

Ⅵ　おわりに

平成２３年３月２０日に実施された防衛大学校卒業式において、本科第５５期卒業生代表は、答辞の中で、「日本は戦後最大の国民生存の脅威にさらされています。東日本の大地震・大津波に対し、福島原子力発電所の危機に対し、我々の先輩方が全力を尽くしていることに敬意を覚え、誇りに思います。まだ、未熟な我々ですが、敢えて言わせて頂きたいと思います。諸先輩方、そして国民の皆様、我々も後に続きます。この国と国民の安全・安心のため、我々は全力を尽くし、結束をもって戦うことを、総理大臣臨席の卒業式において誓い、任務に邁進してゆく所存であります。」と述べた。

防衛大学校の５８年に及ぶ歴史と伝統、存在意義、防衛大学校学生の誇りの源泉は、この言葉に集約されている。卒業生たる幹部自衛官は、大きな時代の変化に直面しても自衛隊の任務を完遂する原動力としてその役割を果たしてきた。戦後最大の国難とされる今般の震災に臨んで、まさに最後のよるべとして粛々と任務を遂行する自衛官の姿が被災者に与える安心感と自衛隊の真摯な活動に対する国民の支持は、学生に対し、防衛大学校において教育訓練を受ける意義を再確認させ、将来の幹部自衛官としての自覚を更に強固なものとしている。

防衛大学校改革に関する防衛大臣指示が発出されて以降、委員会において、次代を担う幹部自衛官を育成する教育機関としての防衛大学校の教育訓練の在り方や将来の自衛隊のリーダーに相応しい防衛大学校学生像について、活発な議論が行われた。

防衛大学校は防衛省・自衛隊のみならず国民全体の貴重な財産である。今後、防衛省・自衛隊は、本報告書に示した検討結果に基づいて、着実に防衛大学校改革を進めていくことが必要である。もとより、この改革は、防衛省・自衛隊が一丸となって総合的に推進していくものであるが、何よりも防衛大学校に対して、良き伝統を基に新しき伝統を創るという気概を持って、絶えず再活性化しようとする態勢が求められる。また、防衛大学校学生は、改革の単なる受け

手ではない。この改革は、究極的には学生が完成させるものである。大規模な自然災害に際して部隊を率いて被災者を黙々と支援する自衛官、世界各地において安全保障環境の安定のため困難な環境に立ち向かう自衛官など先輩卒業生の活躍に続いて、新たな防衛大学校の伝統を創るべく学生諸君の奮起にも当委員会として強く期待したい。

【参考資料】

（参考１）　防衛大学校改革に関する大臣指示（全文）

（参考２）　防衛大学校改革の検討体制

（参考３）　防衛大学校改革検討委員会開催状況

（参考４）　防衛大学校における教育訓練の歩み

（参考５）　学生綱領（昭和３９年１２月１０日制定）

（参考６）　防衛大学校の年間主要行事

（参考７）　防衛大学校組織図

（参考８）　学生の専門配分基準

（参考９）　防衛大学校教育課程と大学設置基準との対比表

（参考１０）理工学研究科前期課程の専攻及び大講座
　　理工学研究科後期課程の専攻及び教育研究分野
　　総合安全保障研究科前期課程の専攻及びコース
　　総合安全保障研究科後期課程の専攻

（参考１１）学生の一日

（参考１２）校友会組織図

（参考１３）学生隊について

（参考１４）入試制度改革の概要（２４年度におけるイメージ）

防衛大学校改革に関する大臣指示（全文）

（参考１）

防衛大学校改革に関する防衛大臣指示（平成２２年９月２４日）

下記のとおり指示するので検討の上、報告せよ。

記

防衛大学校は、開校以来半世紀以上の間、幹部自衛官となるべき者の育成を図り、卒業生は自衛隊幹部の中核となっている。これは、本校の礎を築いた先達の努力によるものであり、槇初代校長が心から求めた「人をつくる教育」、すなわち、「自主自律」を教育目的の中心に置き、広い視野、科学的な思考力、豊かな人間性を目標として得られた成果であると信ずる。

組織の根幹は人である。自衛隊が精強を保ち国民の信頼を維持するためには、核心となる幹部自衛官が優れた能力と高い人格を備えていなければならない。このため、若年層を巡る環境が大きな変化を遂げる中、創設時の高い理想や目標を見失うことなく、防衛大学校は良き資質を有する若者がいつの時代でも門を叩く高等教育機関であることが求められる。

また、自衛隊は、我が国の防衛という国家の究極の危機管理を担う実力組織であり、このため他の行政機関以上に厳しく高い規律が求められる。隊員の模範たるべき者を育成する防衛大学校は、とりわけ厳正な規律が保たれなければならない。

私は、昨年の冬、防衛大学校全学生に「まず、専門知識をしっかり身に付け、常識人で、国際人にふさわしい人になって欲しい。」と語った。自衛隊が真に信頼され内外に発展していくためには、シビリアン・コントロールの本質の理解が不可欠であり、そのための自衛官像として、これが理想と信じるからである。

防衛大学校は、政治と軍事の一方を担う自衛官の育成において最も重要な役割を担っている。その果たすべき役割が時代と国民の期待や自衛隊のニーズに応じて全うされているかについて真摯に見つめ直し、将来のあるべき姿を積極的に検討する必要がある。

以上の観点から、防衛副大臣の下、次の項目について、関係局長、各幕僚長及び防衛大学校長は一体となり、現在検討が行われている防衛力の在り方検討との整合性を図りつつ所要の検討を実施し、解決すべき具体的課題、当該課題の改善措置及びその達成時期等を明記し、平成２３年４月末を目途に報告せよ。

1　防衛省・自衛隊における防衛大学校の使命と役割の再確認
2　建学の精神に照らした自己評価
3　幹部自衛官に相応しい素地を持つ質の高い受験生を確保していくための施策
4　２１世紀に自衛隊が担う役割に対応する優れた知力及び体力と豊かな人間性を備えた幹部自衛官を育成するための教育訓練と研究の在り方
5　上記の課題を適切に果たし続けるための態勢の在り方

防衛大学校改革の検討体制

（参考２）

政務3役会議

指示 ⇩ ⇧ 報告

防衛大学校改革に関する検討委員会

委　員　長：防衛副大臣
副 委 員 長：各防衛大臣政務官
委員長補佐：防衛大臣補佐官
委　　員：事務次官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、経理装備局長及び防衛大学校長

幹事会

幹事長：事務次官
幹　事：統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、経理装備局長及び防衛大学校長

検討チーム（部課長クラス）

構成員：人事教育局長が指名する者（チーム長）、統幕長、陸幕長、海幕長、空幕長、大臣官房長、防衛政策局長、経理装備局長及び防衛大学校長が指名する者
（必要に応じ、他の関係部局、部隊等からの参加を得る。）

防衛大検討チーム

構成員：防衛大学校長が指名する者

省外教育関係者

必要に応じ意見を聴取

（参考３）

防衛大学校改革検討委員会開催状況

○　**第１回防衛大学校改革検討委員会**

平成２２年１０月５日（火）

・　大臣指示等の説明

・　各委員による意見交換

○　**第２回防衛大学校改革検討委員会**

平成２２年１０月２７日（水）

・　省外有識者意見聴取（中田秀夫成城高等学校長）

・　細部検討項目（案）について

・　今後の開催日程・議題（案）について

○　**第３回防衛大学校改革検討委員会**

平成２２年１１月１０日（水）

・　意見聴取（統合幕僚学校長、陸・海・空各幹部候補生学校長）

○　**第４回防衛大学校改革検討委員会**

平成２２年１１月１５日（月）

・　省外有識者意見聴取（明石　康氏（元国連事務次長））

○　**第５回防衛大学校改革検討委員会**

平成２２年１２月８日（水）

・　「建学の精神に照らした現状と課題（防衛大学校生の誇りの再確認を含む）」

・　「幹部自衛官として必要な資質・識能の再整理」

・　「防衛大学校の使命と役割の再確認と新たに強化すべき役割の検討」

○　**第６回防衛大学校改革検討委員会**

平成２３年３月１１日（金）

・　「教育理念についての検討と今後半世紀にわたって対外的に確立すべき「防大ブランド」の方向性について」

・　「防大入試改革について」

○　第７回防衛大学校改革検討委員会

平成２３年４月２６日（火）

・　防大入学試験広報施策の改革と強化
・　入学試験要領、制度の抜本的見直し（模擬試験的利用の抑制）
・　編入制度導入の検討
・　防大進学が高校や受験業界において「就職」扱いされないための方策
・　センター試験導入の検討
・　資質、人格教育の充実
・　学生の基盤的能力の強化
・　グローバル化、国際化への対応
・　安全保障学の中心拠点化
・　訓練及び時間配分の見直し
・　地域との連携強化

○　第８回防衛大学校改革検討委員会

平成２３年５月１８日（火）

・　省内外教育機関等との連携
・　不祥事防止及び心のケア施策の検討
・　任官辞退に対する考え方
・　学生の構成に関する検討
・　自衛隊のニーズ、受験者層の動向を適確に把握、反映できる仕組みの検討
・　教職員（指導教官を含む）の意識の向上増進施策
・　防大の教育目的を一層踏まえた教官等の人事管理の制度 枠組みの検討
・　健全な財政に寄与する学校運営
・　ROTCに類する制度の導入の検討

○　第９回防衛大学校改革検討委員会

平成２３年６月１日（水）

・　報告書審議

防衛大学校における教育訓練の歩み（１／３）

（参考４）

区分	期区分	第１期（冷戦期における防大）																			
		創設期												発展期							
	年代	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
	防大期別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
学校長		槇 智雄												大森 寛						猪木正道	
安全保障環境等		●保安庁設置 保安隊発足 朝鮮戦争		●防衛庁設置 自衛隊発足		●国防の基本方針			●日米安保新条約発効			●キューバ危機									50迄
														ベトナム戦争							
全般		●２７．８ **保安大学校設置**			●３０．４ **航空要員採用**						●３６ **防衛大学校規則改正**		●３８ **長官指示（自衛隊教育の改善答申）**								●４６ **「防衛大学校教育制度調査委員会」が防衛庁内に設置**
											●３６ **「自衛官の心構え」**		●３８－３９ **学生綱領起草・制定**								国際交流短期派遣開始●４６
													●３５ **事務次官要望** ・人文社会科学の強化 ・工学課程専攻制の緩和 ・学生の自習時間の確保								
				●２９．７ **防衛大学校へ改組**																	
教育研究		**大学設置基準に準拠** **工学専門教育の実施**											●３７ 理工学研究科（修士）開設	●３９ **長官指示に基づく「新カリキュラム」** 授業時間削減（３４時間→２８時間／週）←自習時間の確保 新専攻の設置（「基礎工学Ⅰ」「同Ⅱ」） 専門基礎科目の強化（「理工学基礎Ⅰ」）								
		４専攻 １７２単位			**６専攻** １７２～１７４．５単位									**８専攻** １７１～１７３単位							
防衛学		●２７ 保安学 陸海共に必修３０単位			●３０ 陸海空防衛学教室発足									●４０**「新カリキュラム」** 自由選択科目制導入 共通防衛学概論を国防論及び統率に拡充							
訓練		●２８ **「暫定カリキュラム」** 総訓練時間：１４２８ｈ 共通訓練：４３％ 要員訓練：５７％					●３３ **１期卒業後の改訂「旧カリキュラム」** ・幹候校と重複を避け、科目を整理統合 ・基礎的技能の訓練を重視 ・グライダー訓練開始 総：１１１６ｈ 共：４１％ 要：５９％						●３９ ・要員訓練強化、防衛学との連携 ・共通訓練を１学年主体に圧縮 ・要員別体育訓練を廃止して体育を一本化 総：１１７６ｈ 共：３４％ 要：６６％							
学生隊及び部屋編成	全般	●１期から ・全員校内居住　小原台校舎へ移転 ・１室の定員を少なくし、個人として静かに生活できる環境			●３０．４			●３３ 「ガイダンス」の時間設定						●３９ 「ガイダンス」を共通補導と要員補導に区分							
		大隊指導教官配置●２９　●３１性格評定に名称変更（１０項目） ●２８　●２９人物評定に名称変更 社会的、個人的発達に対する評定（７項目）　●３２適性評定（１０項目）制定												●４２ 「補導体制改善委員会」 ・挙校一致の補導体制 ・ガイダンスの改善等							
	中隊	4 学年要員混合																			
	小隊	3 学年要員混合											2	3 学年混合要員別							
	部屋	大部屋											8								
入試制度		●１期から 理工４００名			●３期から募集人員増 理工５３０名																
期別受験者		11,020	5,291	5,214	6,578	5,437	5,714	6,656	6,872	5,734	5,334	6,043	5,611	6,053	7,087	7,394	6,456	5,358	4,831	4,126	
期別任官者		337	358	483	463	528	475	502	464	497	497	493	464	465	487	461	423	489	402	416	
期別任官辞退者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	19	28	

防衛大学校における教育訓練の歩み（２／３）

区分	第１期（冷戦期における防大）																	第２期（冷戦終結後の変革と模索）		
期区分	発展期		豊かな社会への対応期																	
年代	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3
防大期別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
学校長	猪木　正道						土田　國保									夏目　晴雄				
安全保障環境等	３９～ ●第四次中東戦争 ベトナム戦争		●「５１大綱」閣議決定								ソ連アフガン侵攻							●冷戦終結 湾岸戦争		
全般	●４７ 海外士官候補生招へい開始		●４９ **人文・社会科学専攻設置**											●６１～ **「自衛官人材育成・確保研究会」** ・ゆとりの確保、自主自立の精神涵養 ・必須科目整理、選択科目大幅導入 ・理工学専門区分の再編成					●３ **大学設置基準の大綱化（一般教育と専門教育の区分廃止）**		
教育研究			●４９ ・「新カリキュラム」不具合是正→「改定カリキュラム」 ・人文社会科学専攻の設置 ・基礎工学専攻の廃止 ・専門配分を３学年から２学年に変更 **８専攻** １８５～１９３単位											・科学技術の高度化細分化への対応 ・教育研究先端的学問分野への積極的取組				●１ ●３ **学士号授与開始** ●２ 日本語教育開始 ●１ **専攻→学科制に移行** **１６学科** １５５単位		
防衛学			●４９ カリキュラム大幅改正 人社系防衛学の強化、共通科目の更なる拡充（３０単位中１７単位） 要員別科目の大幅削減（２３単位から１３単位へ）											●６０ ２単位削減（国防論Ⅱ） ←英語教育重視のため				●１「ゆとり教育」による見直し ５単位削減（２８→２３） 「防衛政策」必修化 「防衛学特論」新設		
訓練									●５７ 「硫黄島研修」新設					●６０ ・共通訓練の強化 ・要員訓練の内容充実 総：１１７６ｈ 共：４３％ 要：５７％				●１ **「自衛官人材育成・確保研究会」に基づく改正** ・訓練時間の減少 ・訓練課程の目的、目標の具体化 総：１００５ｈ 共：４９％ 要：５１％		
学生隊及び部屋編成 全般									●５４ **４人部屋開始** ・生活環境の改善（５コ学生舎→８コ学生舎） ●５５ 適性評定項目見直し（１０→７項目）					●５６ **学年別中隊編成** ・ゆとり（特に１学年保護） ・自律的服務推進 ・同期生間の相互理解、融和団結		●６１ 上下級生間相互理解を増進 ●６２ **２人部屋開始** **学生間指導禁止** 指導教官による指導強化		●６３ **ゆとり**助長	●１ **学生間指導復活** 魅力化施策で廃止した各種施策の復活 ●３ **ブロック制**導入 ●２適性評定 項目見直し（７→８項目）		
中隊	学年要員混合																			
小隊	学年混合要員別		学年要員混合																	
部屋	8																			
入試制度			●**２２期から人社採用、入試科目削減** ５３０名							●**２８期から募集人員削減（佐官定年延長）** ５００名							●**３６期から入試科目削減**			
期別受験者	4,758	5,328	6,511	7,166	10,209	11,404	13,363	11,922	8,200	9,205	9,024	9,339	9,653	8,604	8,986	7,562	9,458	9,486	9,298	8,075
期別任官者	372	476	459	381	413	376	473	370	431	352	388	393	364	389	364	398	318	363	316	345
期別任官辞退者	8	11	11	24	27	29	23	14	13	28	15	33	32	51	59	94	34	19	20	11

防衛大学校における教育訓練の歩み（３／３）

区分	期区分	第２期（冷戦終結後の変革と模索）				第３期（２１世紀の安全保障と今後の防大）													
	年代	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	防大期別	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
学校長		夏目　晴雄		松本　三郎						西原　正						五百籏頭　真					
安全保障環境等		●「０７大綱」閣議決定 ●ＰＫＯ法成立　●阪神淡路大震災・サリン事件								●９．１１テロ　●「１６大綱」閣議決定 ●イラク人道復興支援活動								防衛大綱見直し● テロとの戦い			
全般		●４ **完全週休２日制** ●７ **自己点検・評価委員会設置**				●８ **「総合教育」化** ●９ 総合安全保障研究科（修士）開設				●１２ **学群制導入** ●１３ 国際交流長期留学（韓国）開始　理工学研究科後期課程（博士）開設				●１８ 国際交流長期留学（米国）開始　総合安全保障研究科後期課程（博士）開設		●１９ **防衛省へ移行**		●２０ **防衛大改革検討委員会** ●２１ 研究任務の明確化		●２２	
教育研究		●３～ **教育向上推進委員会設置**				●８ **大学設置基準への対応** ・一般教育と専門教育の区分の廃止 ・一般教育から総合教育へ ●１０ 教育訓練履修給付金支給開始				●１２ ・理工学１４学科９教室体制の予期せざる不具合の修正 ・人間文化学科の新設 ・総合教養教育への改編 ・カリキュラムの改編（必修、選択必修及び選択の区分と**１４学科**　人社・理工毎の履修単位数を設定） １５１単位						●１９ １５２単位		●２０ 科研費研究機関の指定			
防衛学		「防衛学の在り方検討」結果を踏まえた全面改正●９ 教育科目の整理、防衛学全体の体系化（戦史、国防、軍事、統率） 新設の「防衛学概論」を１年時、「防衛学特論」を４年時に必修化 新設の「作戦」で他自衛隊の作戦や統・連合作戦を教育				●１２防衛学教育学群及び３教育室体制への移行 共通教育の強化と統合教育の実践										●１７ 安全保障・危機管理教育センターの新設		●１９ 最低修得数２４単位へ変更			
訓練		●７ 地上戦闘基礎訓練装置導入 ●８ 新機動艇導入				●９ **防衛学カリキュラム変更に伴う改訂** ・より実効性がありかつ魅力的な訓練の実施 ・幹候校との連接 ・要員訓練の充実 ・「災害対処訓練」新設 総：１００５ｈ 共：４０％ 要：６０％											・１８ ４N艦橋副直士官演習（ＮＡＴ） ・２１ ４A北海道大演習場での総合訓練 ・２１ ４Ｆ基地警備総合訓練 ・２２ 2Fグライダー訓練			
学生隊及び部屋編成	全般	●４ ・補導便覧に共通補導の目標明記 ・首席指導教官等へ変更 ・女性付指導教官の配置				●９ **４人部屋復活** ・リーダーシップの涵養 ・学生相互の交流強化 ・生活のメリハリ（自習室・寝室の区分） ●１２ 補導審議会、補導委員会を訓練補導会議へ統合								●１６ **８人部屋化** ・社会性の獲得 ・団体生活の最適化 ・相互牽制作用 ・学生舎の雰囲気改善（特に１学年の生活環境）				●１９ ・補導室の新設 ・総括首席指導教官の新設			
	中隊	4 学年要員混合																			
	小隊	3 学年要員混合													4 1年4小隊	3 １学年第３小隊					
	部屋	2				4										8					
入試制度		●４０期から推薦採用 **女子採用、入試科目削減** ●４２期から **人社・理工比率変更**				●４９期から推薦採用枠拡大												●５６期から募集人員増 ４８０名			
		●４４期から募集人員削減（佐官定年延長）４６０名																			
期別受験者		11,717	10,917	12,788	14,565	15,135	14,828	15,435	15,468	15,094	15,056	14,358	14,278	14,002	12,225	12,176	12,217	12,339	11,909	13,431	14,783
期別任官者		373(26)	382(22)	395(28)	404(31)	357(17)	332(25)	344(28)	365(24)	403(33)	303(24)	351(22)	400(28)	386(20)	396(28)	345(25)	385(35)				
期別任官辞退者		14	18(2)	10	16	22(5)	19(2)	16(4)	21(6)	19(2)	22(5)	15(2)	10(2)	26(3)	35(5)	17(1)	12(2)				

任官者及び任官辞退者のうち（　）は内数で女子学生の任官者数及び任官辞退者数

（参考５）

学生綱領（昭和３９年１２月１０日制定）

国家防衛の志を同じくしてこの小原台に学ぶ我々は、我々の手によって学生綱領を定めた。その目指すところは常に自主自律の精神をもって自己の充実を図り、厳しい徳性のかん養に努め、もって与えられた使命の完遂に必要な伸展性のある資質を育成するにある。

我々は、誠実を基調としてこの綱領を実践し、輝かしい防衛大学校の伝統を築くことを期するものである。

一、　廉　恥

一、　真　勇

一、　礼　節

（参考６）

防衛大学校の年間主要行事

○　４月上旬

入校式

○　４月上旬～中旬

春季定期訓練

○　４月下旬

カッター競技会・・・　各学生隊の中隊（１６個中隊から各１個クルーが参加）の２学年が参加する。

（※カッター：　オールを使って漕ぐ大型の救命ボート。艇長、艇指揮官各１名、漕手１２名、予備員２名の計１６名でクルーを構成する。）

○　７月上旬～下旬

夏季定期訓練（１学年は、８km の遠泳を行う。）

○　８月

夏季休暇

○　９月上旬

水泳競技会・・・各大隊対抗で実施

○　１０月上旬

前期試験（約１週間）

○　１０月下旬

秋季定期訓練（１学年のみ）

○　１１月上旬

開校記念祭・・・一般の大学の学園祭に相当。

観閲式、訓練展示、各大隊対抗の棒倒しなどが行われる。

○　１２月中旬

冬季定期訓練（３・４学年）

○　１２月下旬

体育競技会・・・各大隊対抗で実施

○　１２月下旬～１月上旬

冬季休暇

○　１月中旬

冬季定期訓練（２学年スキー訓練）

○　２月下旬～３月上旬

後期試験（約１週間）

○　３月中旬

断郊競技会・・・　３学年による戦闘服でのクロスカントリー。
８人１組のチームで重い荷物を背負って約７㎞走り、そのタイムを競う。

持続走・・・　４学年が軽装で約６㎞走り、そのタイムを競う。

○　３月下旬

卒業式

春季休暇

（参考７）
平成２２年度末

防衛大学校組織図

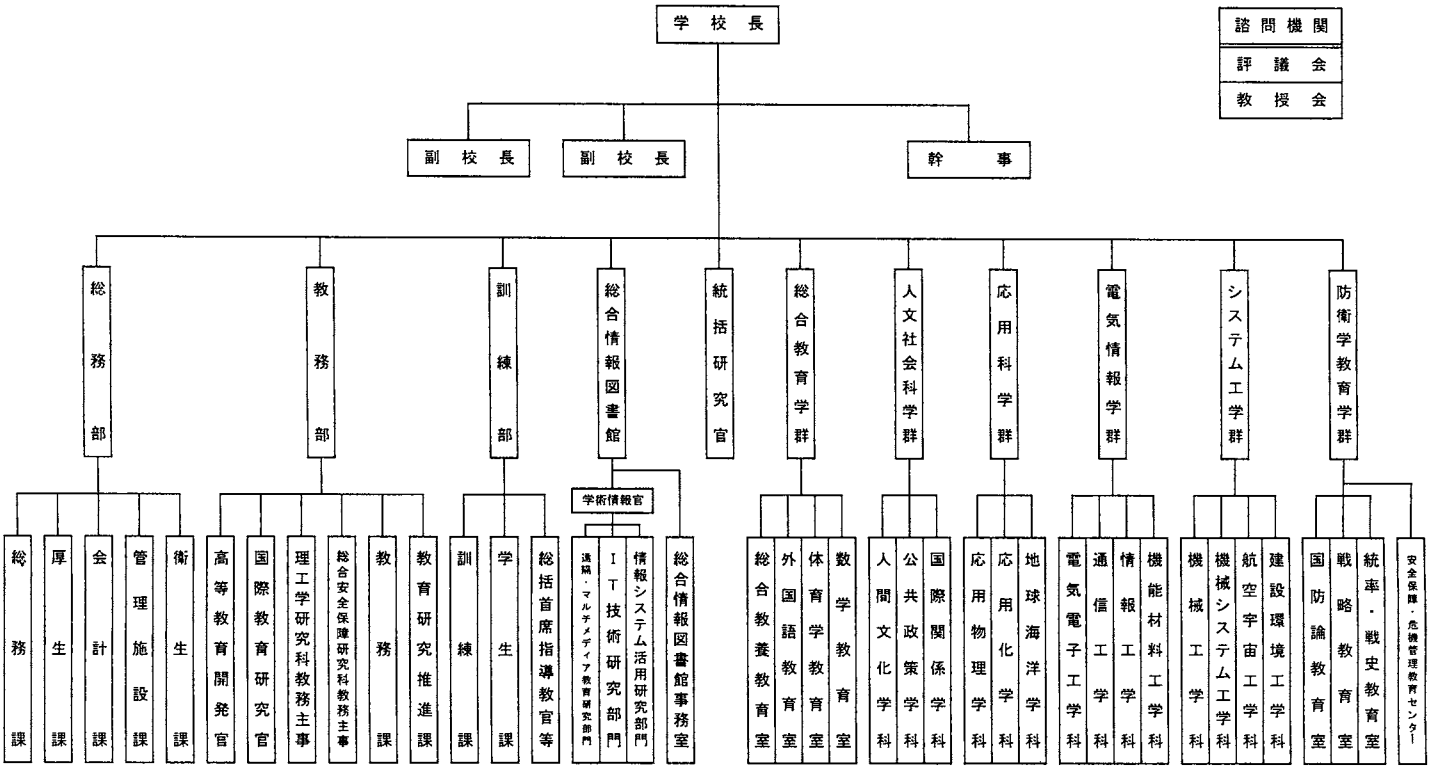

（参考８）

２３．４．１

学生の専門配分基準

（単位：人）

専攻	人文・社会科学専攻				理工学専攻											合計
専門	人間文化学科	公共政策学科	国際関係学科	小計	応用物理学科	応用化学科	地球海洋学科	電気電子工学科	通信工学科	情報工学科	機能材料工学科	機械工学科	機械システム工学科	航空宇宙工学科	建設環境工学科	小計	
配分数	30	35	35	100	33	33	30	45	33	45	33	45	45	55	33	430	530

（参考９）
２３．４．１

防衛大学校教育課程と大学設置基準との対比表

科目区分			防衛大学校 人文・社会科学専攻 卒業に必要な単位	防衛大学校 理工学専攻 卒業に必要な単位	大学設置基準 卒業に必要な単位
教養教育			２４以上	２４以上	１２４以上
外国語	英語		１２以上	１２以上	
	独語・仏語・露語・中国語・朝鮮語・アラビア語（一つの外国語）		2	2	
体育			6	6	
専門基礎			１８以上	２７以上	
専門	人文・社会科学専門	人間文化学科 公共政策学科 国際関係学科	６６以上		
	理工学専門	応用物理学科 応用化学科 地球海洋学科 電気電子工学科 通信工学科 情報工学科 機能材料工学科 機械工学科 機械システム工学科 航空宇宙工学科 建設環境工学科		５７以上	
防衛学			２４以上	２４以上	
合計			１５２以上	１５２以上	１２４以上

（参考１０）
２３．４．１

理工学研究科前期課程の専攻及び大講座

専門区分	大講座
電子工学専攻	電気システム工学 電子機能工学 情報通信工学
機械工学専攻	材料・加工システム 熱・流体応用工学 動力学システム
航空宇宙工学専攻	機体システム 飛行システム
物質工学専攻	材料工学 素材・エネルギー化学
情報数理専攻	数理科学 情報システム
境界科学専攻	応用物理 基礎物理
地球環境科学専攻	地球宇宙科学 土木環境工学
７専攻	１６大講座

理工学研究科後期課程の専攻及び教育研究分野

専門区分	教育研究分野
電子情報工学系専攻	エレクトロニクス工学 情報通信工学 情報知能メディア学 海洋音響環境工学
装備・基盤工学系専攻	装備システム工学 装備生産工学 航空飛翔システム 防災工学
物質・基礎科学系専攻	高エネルギー・物質工学 先端機能材料工学 基礎物理学 地球宇宙科学

総合安全保障研究科前期課程の専攻及びコース

専門区分	コース
総合安全保障専攻	国際安全保障 戦略科学 安全保障法

総合安全保障研究科後期課程の専攻

専門区分
総合安全保障専攻

（参考１１）

学 生 の 一 日

06:30	■起床 起床ラッパの音で一斉起床。5分で寝具を片付け、着替えを済ませて学生舎前に整列する。
06:35	■日朝点呼 朝の人員確認。この後乾布摩擦を行う。 （女子はTシャツ着用）
06:40 〜	■清掃
07:00 〜 07:45	■朝食 セルフサービスでの食事。 朝はパンかご飯が選べる。
08:00	■国旗掲揚/朝礼
08:15	■課業行進 整列して教場へ行進。 部隊行動の基礎を修得する。
08:30 〜 11:40	■授業[1〜4時限] 各教場で授業が行われる。
12:00 〜	■昼食 全員が学生食堂に集合し、一斉に昼食をとる。 連絡事項の伝達、確認も同時に行う。
12:45	■課業行進
13:00 〜 16:10	■授業[5〜8時限]
16:15	■校友会活動(16:15〜18:15)
17:00	■入浴(17:00〜19:00)
17:30	■国旗降下
18:00 〜 19:00	■夕食
19:05 〜 19:20	■軽清掃
19:25	■日夕点呼 洗濯やアイロンがけ等、身の周りのことは自分で行う。
20:00 〜 22:10	■自習時間 自習室で各自勉強。
22:30	■消灯 特に必要がある場合、2400まで消灯を延長することができる。

（参考１２）
２３．４．１

校 友 会 組 織 図

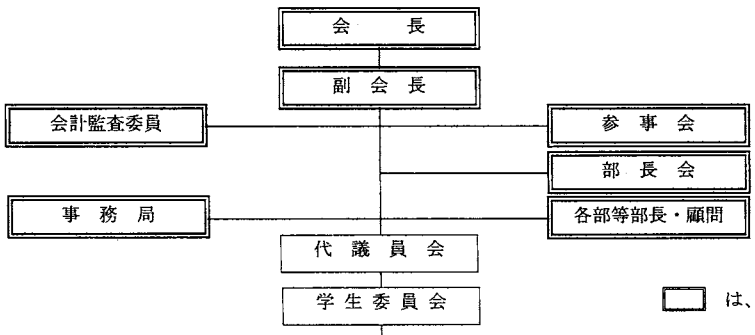

□ は、職員のみで構成される。

委員会等(6)
応援団リーダー部
アカシア会
短艇委員会
新聞委員会
雑誌委員会
放送委員会
※ 各種行事準備委員会
※ 学生会計監査委員会
※ 応援団
※ 哀悼行事実行委員会

運動部 (36)		
バスケットボール部	山岳部	ワンダーフォーゲル部
柔道部	水泳部	パラシュート部
ラグビー部	ハンドボール部	準硬式野球部
サッカー部	ｱﾒﾘｶﾝﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ部	合気道部
剣道部	ヨット部	体操部
空手道部	銃剣道部	弓道部
バレーボール部	グライダー部	少林寺拳法部
卓球部	ソフトテニス部	フェンシング部
陸上競技部	ボクシング部	ｳｪｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ部
硬式庭球部	レスリング部	相撲部
硬式野球部	ボート部	バドミントン部
射撃部	フィールドホッケー部	居合道部

文化部 (11)
茶道部
弁論部
英会話部
写真映画研究部
棋道部
吹奏楽部
音楽部
軍事史研究部
軽音楽部
国際関係論研究部
古典ギター部

同好会 (20)	
自動車同好会	書道同好会
美術同好会	生花同好会
ﾀｲ文化研究同好会	中国文化研究同好会
韓国文化研究同好会	紅太鼓同好会
文芸同好会	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ文化研究同好会
詩吟同好会	防衛学研究同好会
自転車同好会	ﾍﾞﾄﾅﾑ文化研究同好会
ﾓﾝｺﾞﾙ文化研究同好会	模型製作同好会
心理研究同好会	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ研究同好会
ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ文化研究同好会	ダーツ同好会

※印の委員会は常設されていない。

（参考１３）

○　学生隊について

学生隊とは、学生相互の理解を深め、融和団結を図り、学生の共同生活を円滑にし、あわせて学生に部隊指揮及び業務処理の基礎的能力を習得させることを目的とした、全学生をもって編成される学生組織である。防衛大学校の学生は入校と同時に全員学生隊に所属する。

学生隊の運営は訓練部長や各指導教官（幹部自衛官）の指導のもと、各学生長、週番学生等の勤務学生（※）によって自主自律の実践を旨として行われている。また、教育や訓練、各種競技会など校内における行動や行事（水泳大会、開校記念祭など）は学生隊を主体として行われる。

※勤務学生とは

学生が将来幹部自衛官として部隊を指揮し、諸業務を処理するための基礎能力を実地に体験、研修させ、かつ自律的服務を修練させるとともに、学生隊の円滑な運営を図るために、学生隊に各種の勤務学生を置いている。

勤務学生の一例として、学生隊（約２０００名）、大隊（約５００名）、中隊（約１００名）、小隊（約３０名）にそれぞれ学生長及び週番学生が置かれ、所属する学生の指揮及び指示にあたっている。

また、最小単位の室（８名）には室長が置かれ、室員に対する命令指示の徹底を図っている。

他に、教務班長、語学班長、選択科目班長及び訓練班長が指定され、教務、訓練に関する命令受領及び伝達、班の掌握及び指揮を行っている。

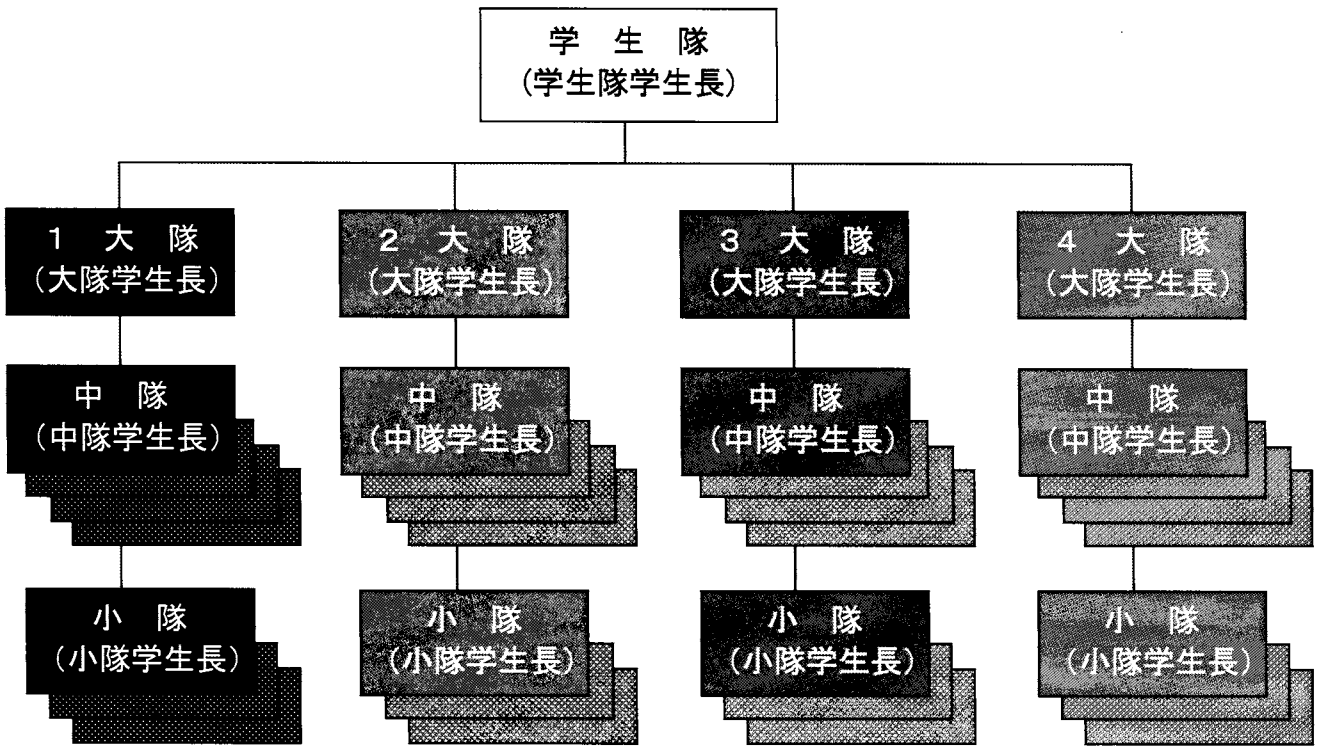

（参考14）

入試制度改革の概要（24年度におけるイメージ）

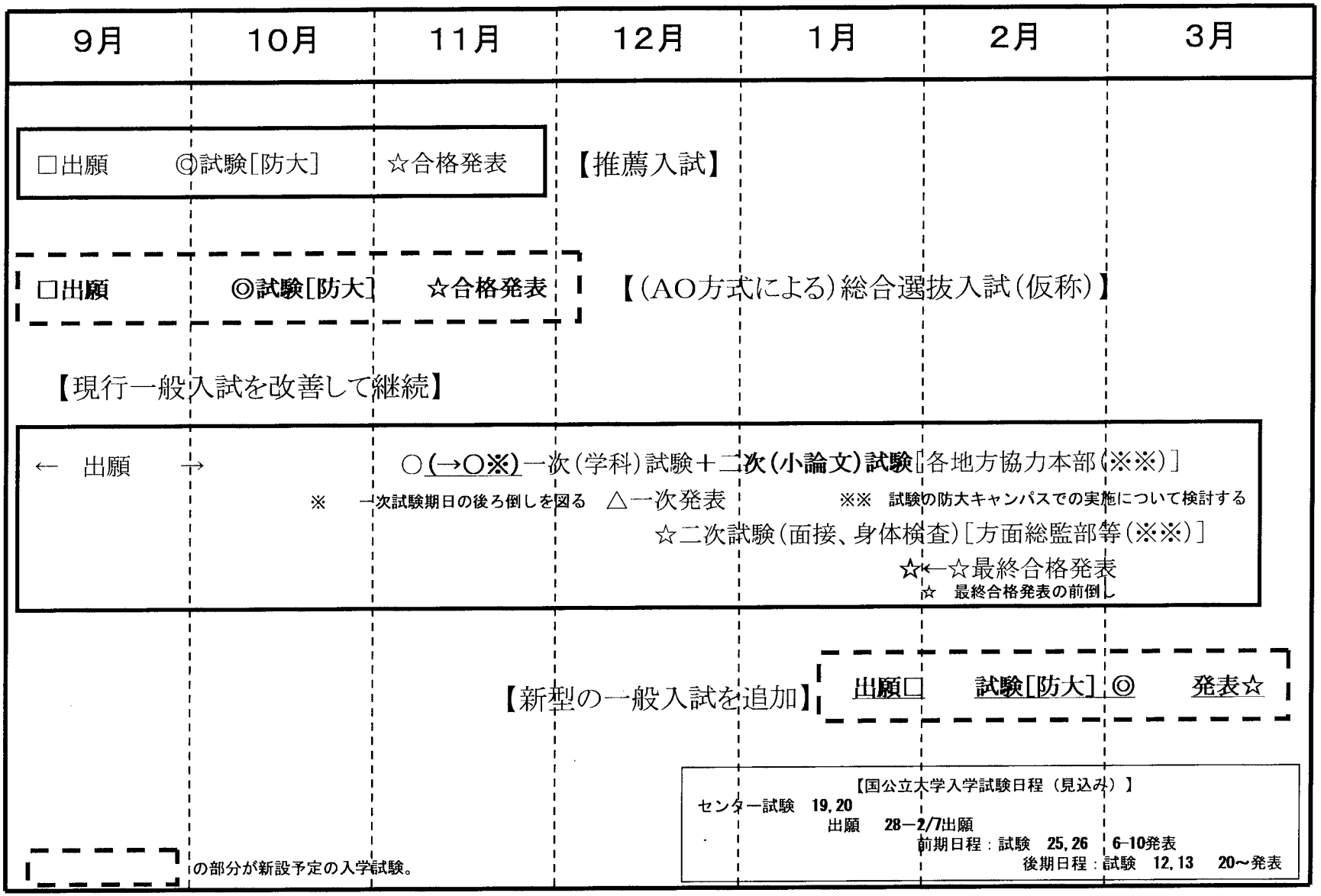

（具体的日程は検討中）